

帯広の都市計画

URBAN PLANNING OF OBIHIRO 2020



《目 次》

帯広のあらまし	1
まちづくりの概要	1
人 口	3
産 業	4
土 地	5
都市計画の概要	7
都市計画の歴史と都市形態	7
都市計画の内容と役割	9
都市計画と市民参加	9
都市計画制限	11
土地対策	11
土 地 利 用	12
市街化区域及び市街化調整区域	12
用 途 地 域	13
防火地域及び準防火地域	15
特別用途地区	16
高度利用地区	16
駐車場整備地区	16
地 区 計 画	17
都 市 施 設	19
交 通 体 系	19
都市計画道路	20
都市高速鉄道	21
公 園 緑 地	22
帯 広 の 森	23
緑ヶ丘公園	24
自転車歩行者道	26
上 水 道	28
下 水 道	28
その他の都市施設	29
市街地開発	30
土地区画整理事業	30
新住宅市街地開発事業	31
市街地再開発事業	31
開 発 行 為	32
その他の公共施行団地	33
都 市 景 観	34
都市景観	34
まちづくりデザイン賞	35

・帯広のあらまし

■まちづくりの概要

帯広市は、豊かな自然に囲まれた、日本有数の食料基地である十勝平野の中央に位置し、明治16年に開拓が始められて以来、農業や商工業などの地域産業に支えられながら、十勝圏の中核都市として発展してきました。

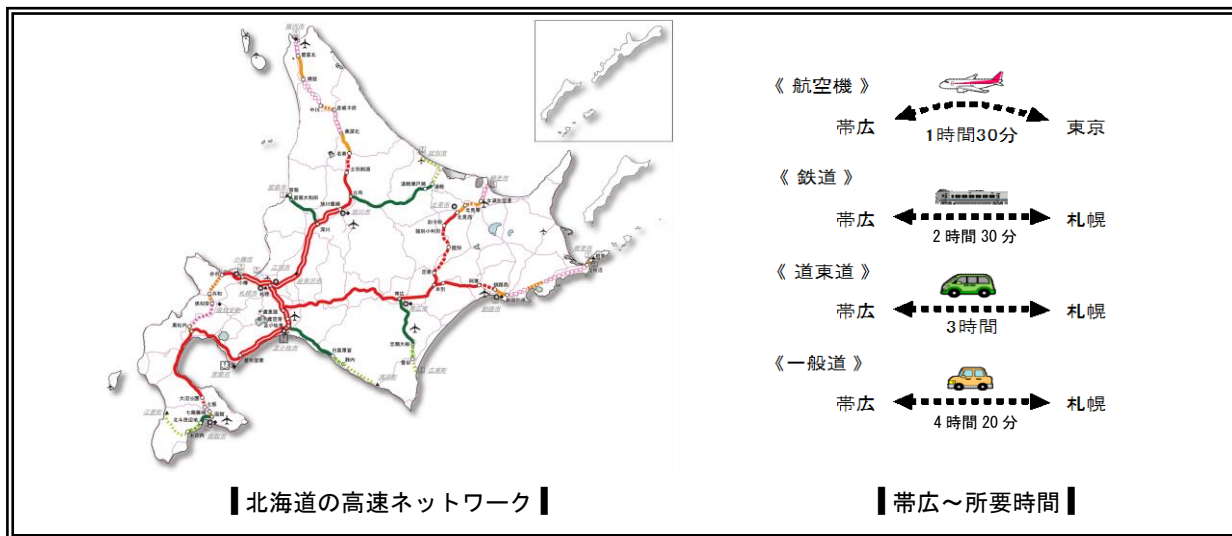
都市の骨格は、開拓の初期から北海道拓殖計画やワシントンD. Cをモデルに構想された計画に基づいて形成され、都市を森で囲む帯広の森構想や緑の工場公園、都市部大改造、ニュータウン造成、農業生産基盤などの大事業を経て、現在では、市域の北から南に都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域に区分された、秩序ある土地利用が図られています。

これからのまちづくりは、人口構造の変化や循環型・低炭素社会への対応、社会基盤の安定的な維持などの諸課題に対応しながら、十勝圏の中核都市としての都市形成を進めていくことが必要となっています。

このため、都市像に掲げている「あおあお ひろびろ いきいき 未来を信じる帯広」の創造をめざし、都市地域において、都市機能の集積や快適な都市空間の創出を図り、コンパクトな市街地形成を進めるほか、社会経済動向を踏まえ、広域的な交通ネットワークなどの基盤を有効に活用しながら、十勝圏や東北海道における拠点性を高め、将来に向けて都市と農村が調和する持続可能な都市形成を進めます。

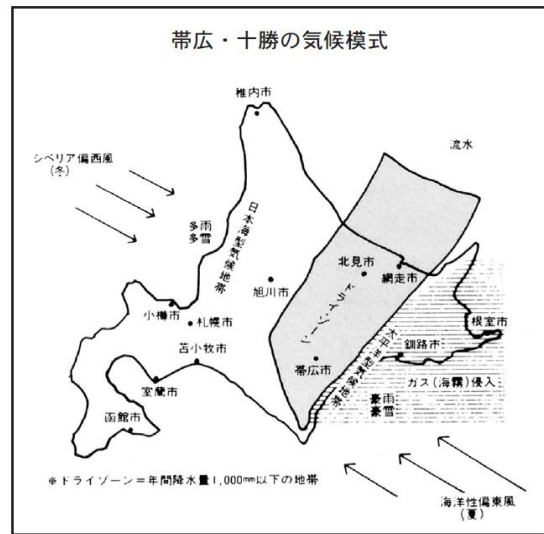


田園地帯から都市部を望む



●気 候

帯広は、北半球のスノーベルト地帯に属しますが、年間降水量は約 900mm と少なく、ドライゾーンとなっています。気候は、夏は暑く冬は寒い年較差 60℃もある大陸性気候で、四季の変化に富み、また年間を通じて晴天日数の多さは全国でも有数の地域です。



【各都市の気象環境比較】

区 分	帯 広	旭 川	札 幌	仙 台	東 京	名 古 屋	大 阪	鹿 児 島
最 暖 月 平 均	20.2	21.1	22.3	24.2	27.4	27.8	28.8	28.5
最 寒 月 平 均	-7.5	-7.5	-3.6	1.6	6.1	4.5	6.0	8.5
年 平 均	6.8	6.9	8.9	12.4	16.3	15.8	16.9	18.6
年 快 晴 日 数	38	11	13	16	40	31	21	32
日 照 時 間 (時)	2,033	1,590	1,740	1,796	1,881	2,091	1,996	1,935
年 降 水 量 (mm)	887	1,042	1,106	1,254	1,528	1,535	1,279	2,265
8 月 相 対 湿 度 (%)	82	79	75	81	71	70	66	73

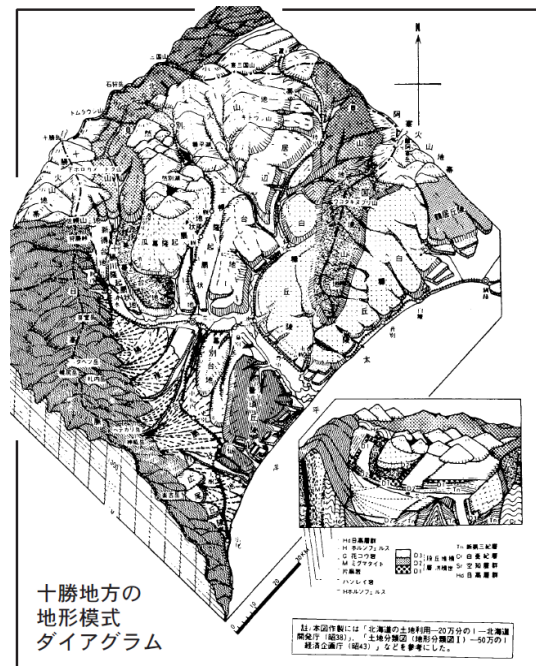
資料：気象庁統計（1981～2010年の平均）

●地 勢

本市は、ゆるやかに傾斜する盆地状の十勝平野のほぼ中心に位置しています。三方を山に囲まれた十勝平野は、もとは砂れき地帯の上に火山灰が厚くかぶった段丘の連なりでした。長流十勝川及びその支流は長い年月の間にその段丘を削り、これらの流域に現在の大平野をつくりあげました。

このように厚い火山灰で覆われた洪積台地と複合扇状地からなる平野には、わが国屈指の畑作・酪農地帯が展開されています。

地質構造は、帯広市付近に河川が集中する一大構造盆地であり、地下水・深層地熱水が利用されています。



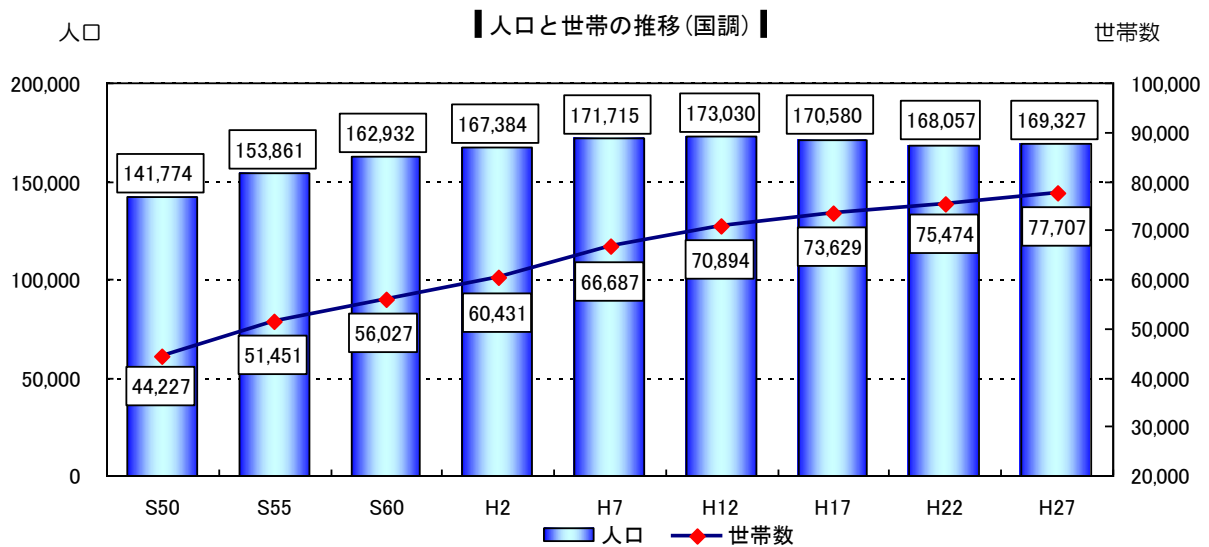
■人 口

本市の人口は、昭和8年市制施行時に3.2万人で昭和20年まではほとんど伸びがみられませんでした。その後は、昭和32年4月に川西村、大正村との合併等もあり、およそ50年間に約13万人の増加があり、平成27年国勢調査（以下、「H27国調」という）では、全道第6位の人口規模（169,327人）となりました。

年齢構造から本市の状況をみると、平均年齢は46.7歳であり、また、高齢者（65歳以上）の占める割合は26.4%（H27国調）と、いずれも全国平均とほぼ同じです。



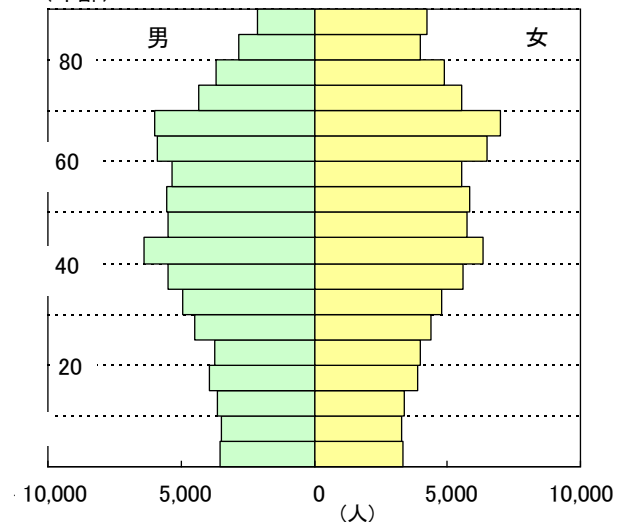
平原通（西2条通）



■年齢構造比較(H27国調)■

	年齢構造(%)			平均年齢
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
帯広市	12.2	61.4	26.4	46.7
全国	12.6	60.7	26.6	46.4
全道	11.4	59.6	29.1	48.3

■人口ピラミッド(H27国調)■

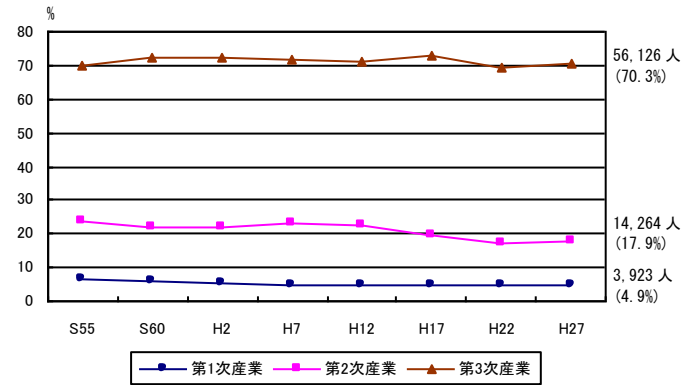


■ 産 業



第 30 回国際農業機械展

■ 就業構造 (H27 国調) ■



本市の産業は、農業を基幹産業としながらも、第3次産業の比重の高い構造となっています。

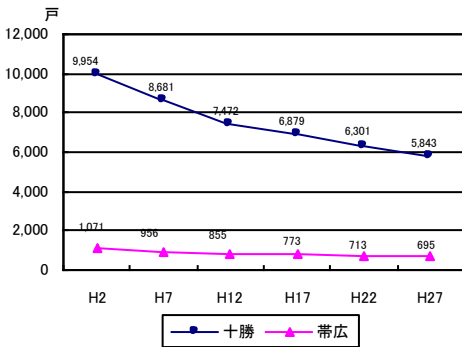
農業については、農家戸数は減少していますが戸当り耕地面積は約 33.3ha（2015 年農林業センサス）と相対的に増加するなかで、生産性の高い農業が展開されています。

次に工業についてみますと、帯広は第1次産業と関連する食料品工業、農業機械工業が主力工業です。北海道横断自動

車道の整備促進、空港の拡張整備などの交通・運輸手段の革新で工業立地条件は大きく改善されています。

本市の商業は、就業・所得構造からみても大きなウエイトを占める重要な産業であり、十勝全域をその商圈として発展してきました。また1人当り小売業年間販売額は全国でも高いランクを示し、道東のセンター都市としての商業機能集積が進んでいます。

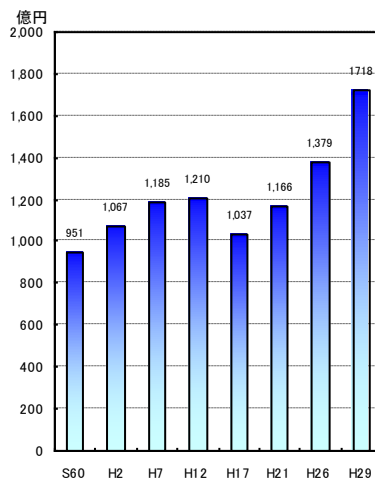
■ 農家数の推移 ■ (販売農家)



(2015 年農林業センサス)

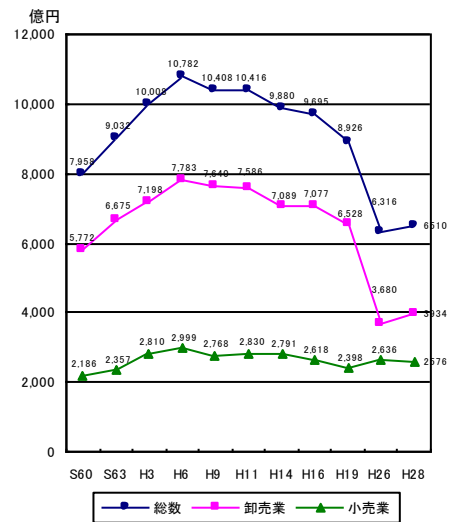
$$\frac{\text{経営耕地総面積}}{\text{総農家数}} = \frac{22,795\text{ha}}{685\text{戸}} \approx 33.3\text{ha}$$

■ 工業出荷額等 ■



(工業統計調査)

■ 商品販売額 ■



(商業統計調査)

■土地

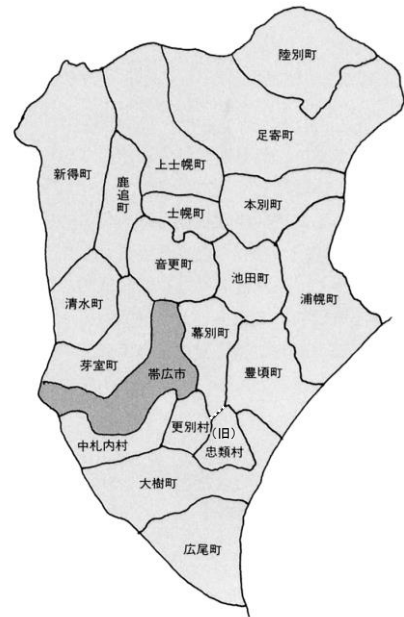
本市の面積は、昭和32年の川西村・大正村の合併により50.71km²から619.34km²に広がり、東京都23区の面積とほぼ同じで、全国1,741の市区町村の中でも第141位（令和元年10月時点）に位置しています。

市域の約60%は平坦で、他は日高山系の山岳地帯となっています。



農村風景

市町村の位置



●帯広圏地方拠点都市地域の指定

帯広圏は、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づき、平成5年2月16日、北海道知事から地方拠点都市地域として指定を受けました。

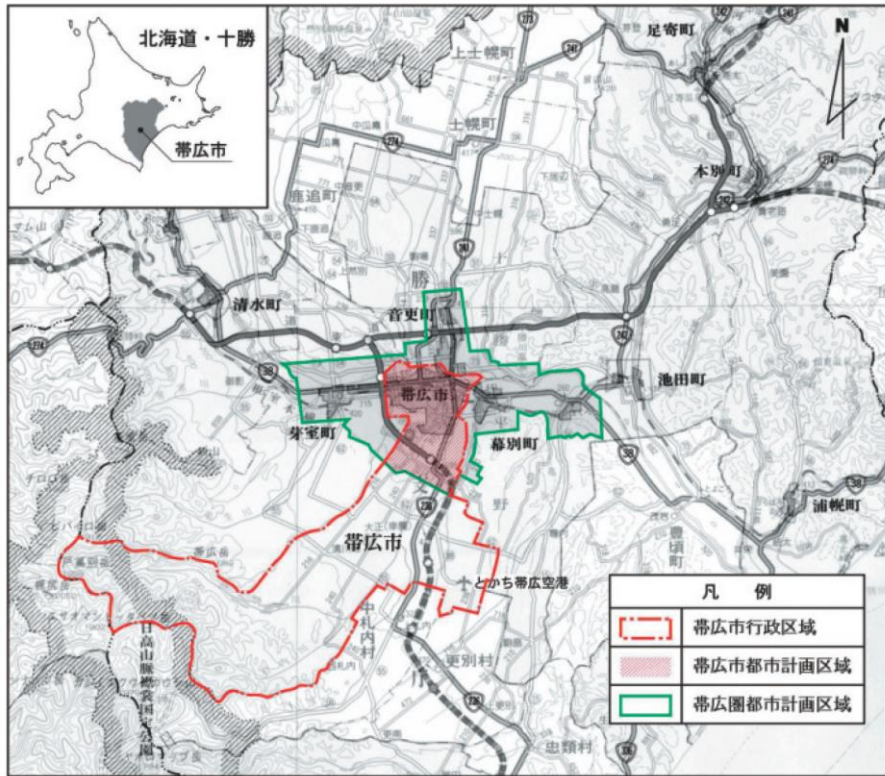
人間尊重を基本に、自然環境を守りながら十勝農業を核とする活力あふれる地域社会、都市と農村が共生するまちづくりをめざします。

●定住自立圏構想

「定住自立圏構想」は、都市機能を有する市と近隣市町村が相互に役割分担・連携・協力することにより、必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策です。

帯広市は平成22年12月に中心市宣言を行い、平成23年7月には帯広市と18町村の間で、医療、福祉、産業振興等19項目についての定住自立圏形成協定を締結し、十勝定住自立圏が形成されました。

【帯広圏都市計画】



【帯広圏都市計画の概要】

区分	人口 (H27 国調)	市街化区域 (ha)	市街化調整 区域 (ha)
帯広圏	259,378	6,957	26,158
帯広市	169,327	4,261	6,108
音更町	44,807	1,083	5,207
芽室町	18,484	829	7,498
幕別町	26,760	784	7,345

R2.10 現在

●広域都市圏

帯広市、音更町、芽室町、幕別町の1市3町は、帯広圏として広域都市圏を形成し、都市計画において広域的視点から交通機能、住機能、中枢管理機能などの役割分担をし、開発整備を進めてきました。

今後は、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指します。



広域都市圏

・都市計画の概要

■都市計画の歴史と都市形態

一般	都市計画
明治	明治
■16 晩成社移民 27名、オペ リベリに入 植	■25 北海道庁による殖民区画 割の開始
■38 帯広・釧路 間鉄道開通	大正
大正	■14 都市計画事業の着手
■4 1級町村制 施行	■15 消防署、伝染病舎の新築
■8 旧都市計画 法制定	昭和
昭和	■2 市街地の用水路、下水溝の 整備
	■5 西2条通りの簡易舗装
	■6 主要幹線にアカシア植樹 コンクリート橋（大通橋、 鏡橋）
	■7 緑ヶ丘公園内飛行場開設
	■10 全市域を都市計画区域に 決定
	■19 用途地域・都市計画道路の 指定
■7 晩成社解散	■26 準防火地域の指定
■8 市制施行	■34 都市計画道路の変更
■16 帯広高等獣 医学校開校	下水道事業の着手
■25 建築基準法 制定	■35 第一期帯広市総合計画策 定に伴う用途地域の変更
	■36 市営と畜場の決定
■32 川西村、大 正村と合併	■37 帯広川下水終末処理場の 決定
■34 帯広市総合 計画策定	■38 帯広都市計画立案書策定
	■39 西第1北土地区画整理事業 の決定
	■41 中島処理場（汚物）の決定
■38 帯広市新 総合計画 （総計の 改定）	■42 新住宅市街地開発事業（大 空団地）の決定
■39 帯広空港の 開港	■43 帯広圏広域都市計画協議 会（1市3町）の設立
■41 帯広民衆駅 竣工	■45 帯広圏都市計画区域の決 定
	市街化及び市街化調整区 域の決定
■44 新都市計画 法施行	■46 駅南土地区画整理事業の 決定
	開発予定地（西部地区、西 10条北地区、東4条南26 丁目）の市街化区域編入
■46 第二期帯広 市総合計画 策定	■48 8種類の新用途地域の決 定
	駐車場整備地区の決定
■50 流通業務団 地造成着手	■49 「帯広の森」の決定
	十勝川水系河川緑地決定
■52 刑務所跡地 開発事業の 着手	■50 居住環境整備事業の着手
	■52 区域区分定時見直し（第1 回）
	十勝川流域下水道の決定

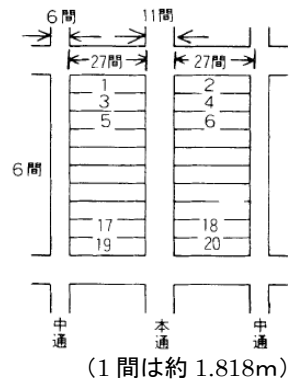
【明治のまちづくり】

本市の市街地形成は、明治25年北海道庁による殖民区画に基づく市街地設計から始まります。

市街地の区画割りは当初約1,900戸分を画地しました。1区画は約1.2haで道路をはさむ2街区からなり、図のように20等分し、区画は丁目をもって数え、番地は交互に数えました。

道路は、現在の国道38号と236号を軸として基盤目状に設計され、これに「火防線」と称する斜交する道路が組み入れられました。この都市設計は、本市独特のものであり、アメリカのワシントン市などにみられるくらいです。

市街地区画割図

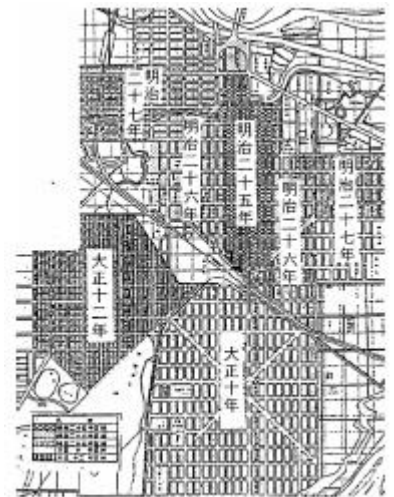


【大正のまちづくり】

開拓が進むにつれ人口も増加し、新たな市街地造成が行われました。鉄南地区の十勝監獄用地の開放に伴い、大正11年（1922年）におおよそ2,000戸分が画地されました。

大正14年には、これまでの自由な開拓の仕方を改め、本格的な都市構想を考えなければならぬ段階にあるとして、市制施行（昭和8年）に向けて計画的な都市計画事業に着手しました。

市街区画変遷図明治～大正



【昭和（昭和44年＜新都市計画法施行＞まで）のまちづくり】

昭和8年には市制の施行、同10年に市域5,017.1haすべてを都市計画区域に指定、昭和19年には都市計画道路や用途地域が決定されました。

戦後になると帰還者や離農者の流入などにより、人口は昭和20年の約4万人から同30年には約7万人に、同40年には約12万人と急激に増加しました。

このため、昭和30年頃から市営の柏林台団地の造成や十勝農業試験場跡地の開放による宅地造成などが行われました。

昭和32年（1957年）には、川西村・大正村との合併が実現して広大な農林畜産地帯を行政区域に加え、面積は、61,894haに拡大しました。昭和34年には、全国に先駆けて総合計画を策定し、「近代的田園都市」を都市像として、近代的な機能をもちつつ、人間尊重を基本に自然環境を大切に守り、都市と農村がともに発展する都市形成を目指しました。

また、工業では、農産加工を中心として各種工場が立地し、その多くは鉄道沿いに集積しました。製糖工場は独自の鉄道を敷設し、原材料の搬出を行うとともに奥地開発を進めるうえで重要な役割を果たしました。

昭和37年からは、市内に点在する工場集約のため帯広工業団地が造成され、各種企業や国鉄貨物駅、卸売市場、道立高等職業訓練校などが順次立地しました。

昭和42年からは、新住宅市街地開発事業として計画戸数2,700戸、計画人口1万人の大空団地（約103ha）を造成しました。

【昭和（昭和45年以降）のまちづくり】

昭和44年(1969年)の新都市計画法の施行に伴い、翌45年に一体の都市として総合的に整備・開発・保全すべき区域として、帯広市・音更町・芽室町・幕別町の1市3町による「帯広圏都市計画区域」と「市街化区域及び市街化調整区域」を定め、無秩序な市街化を防止しながら計画的な市街化を進めてきました。

昭和46年に策定した第二期総合計画においても引続き「近代的田園都市」を都市像として掲げ、まちづくりを百年の大計として進めていくため、市街化区域を森でつつむグリーン・ベルト「帯広の森」(昭和49年都市計画決定)の建設を市民ぐるみで推進することとしました。

これ以降、昭和50年に、柏地区の居住環境整備事業、昭和52年に十勝川流域下水道事業、昭和54年に市街地再開発事業などの決定を行ったほか、昭和59年に西帯広ニュータウンの土地区画整理事業の決定、開発行為など、人口の増加や世帯数の伸びに対応しつつ、都市計画に基づいた民間主体の市街地形成を進めてきました。

また、昭和56年には、十勝・帯広の空の玄関口「帯広新空港」の開港とJR石勝線が開業し、帯広を中心とする十勝の交通事情が飛躍的に向上しました。

【平成のまちづくり】

平成元年に連続立体交差事業に着手し、平成8年には鉄道高架の供用が開始されました。これにより鉄道で分断されていた南北の土地利用が一体化し、道路網が整備されるなど利便性が高まるとともに、駅周辺土地区画整理事業などの実施により、十勝・帯広の中心市街地として、都市機能の充実に向けた駅周辺の都市開発を推進しました。

また、札幌市・釧路市・北見市につながる北海道横断自動車道(札幌一足寄・阿寒間供用)や、広尾町の十勝港に至る帯広・広尾自動車道(帯広一忠類・大樹間供用)などの整備も進められ、より利便性の高い広域交通ネットワークが形成されつつあります。

住宅地の開発では、平成3年から新西帯広地区、平成5年から南部地区の宅地開発が行われました。また、平成15年から環境に配慮した稲田川西地区の新市街地の開発が行われました。

このほか、新たな工業団地として平成6年から西20条北地区、平成30年から西19条北地区の造成が行われています。

その後、帯広市みどりのまちづくり条例、帯広市環境基本条例を策定するなど、人と自然が共生し、環境への負荷を抑えた循環型・環境保全型の環境共生都市を目指してきています。

●都市形態

北海道の開拓期に見られた格子状の区画割と延焼を防ぐための放射型街路を組み合わせた都市構造をそのまま継承するとともに、将来の人口動向を見据え、市街地を帯広の森などの緑で囲み、拡大の抑制を図ったコンパクトな都市形態となっています。

【集中比較〔DID/市域〕(H27)】

区分	面積集中度	人口集中度
札幌市	21.0%	97.3%
旭川市	10.6%	92.4%
函館市	6.3%	86.3%
釧路市	3.0%	89.3%
苫小牧市	6.5%	82.4%
帯広市	6.6%	89.3%

一般	都市計画
昭和	昭和
■54 新帯広市総合計画策定	■54 高度利用地区の指定 市街地再開発事業の決定
■55 広小路商店街アーケード完成	■58 定時見直し(第2回) ■59 開発予定地(西帯広・自由が丘)の市街化区域編入
■56 グリーンパーク400mベンチ完成	西帯広ニュータウンの土地区画整理事業の決定 地区計画(6地区)決定
	平成
	■元 都市計画高速道の決定 帯広駅周辺の土地区画整理事業の決定
平成	■2 定時見直し(第3回) ■4 開発予定地(西20条北、北親地区)の市街化区域編入
■元 第四期帯広市総合計画策定	■5 開発予定地(南部地区)の市街化区域編入
■4 都市計画法の改正	■7 12種類の新用途地域の決定 開発予定地(稲田町基線・西1線・西2線、空港南町)の市街化区域編入
■7 北海道横断自動車道(十勝清水-池田間)開通	■9 定時見直し(第4回) ■15 開発予定地(稲田川西地区)の市街化区域編入
■8 鉄道高架開通	帯広市都市計画マスタープラン策定
■12 第五期帯広市総合計画策定	■16 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の決定 定時見直し(第5回)
都市計画法の改正	■19 特別用途地区の決定(大規模集客施設制限地区) ■20 おびひろまち育てプラン策定
■18 新帯広市図書館オープン	帯広圏都市交通マスタープラン策定 ■21 市街地再開発事業の決定(開広団地地区) ■22 都市計画道路見直し路線の変更
■22 第六期帯広市総合計画策定	■23 整開保の変更(第1回) 定時見直し(第6回) ■29 市街地再開発事業の決定(西3・9周辺地区) ■30 開発予定地(西19条北)の市街化区域編入
	令和
令和	■元 中島処理場(汚物)の廃止 ■2 第2次帯広市都市計画マスタープラン策定 整開保の変更(第2回) 定時見直し(第7回)
■2 第七期帯広市総合計画策定	
新総合体育館オープン	

■都市計画の内容と役割

都市計画は都市への人口・産業の集中に伴う都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地として整備することを目的としています。つまり、快適な都市環境を形成するために、総合的な土地利用を図ることが都市計画の大きな役割になります。

本市では、都市計画を定めるため昭和10年に都市計画区域を定めました。

都市計画の内容は、土地利用、都市施設、市街地開発事業に分けることができます。これを都市計画法では次のように区分しています。

【市街化区域・市街化調整区域（線引き）】

土地利用計画の基本であり、無秩序な市街化を防止し、計画的な都市へ誘導するため、都市計画区域を市街化区域・市街化調整区域に区分するものです。

【地域地区】

地域地区は、線引きとともに土地利用計画の基本となるものです。住環境の保全、商業・工業等の機能を維持増進するための用途地域、都市の不燃化のための防火地域、都市機能を高めるための高度利用地区などの地域地区があります。

【都市施設】

都市施設は、道路・下水道・公園・ごみ焼却場など都市生活や都市機能にとって不可欠な施設です。

【市街地開発事業】

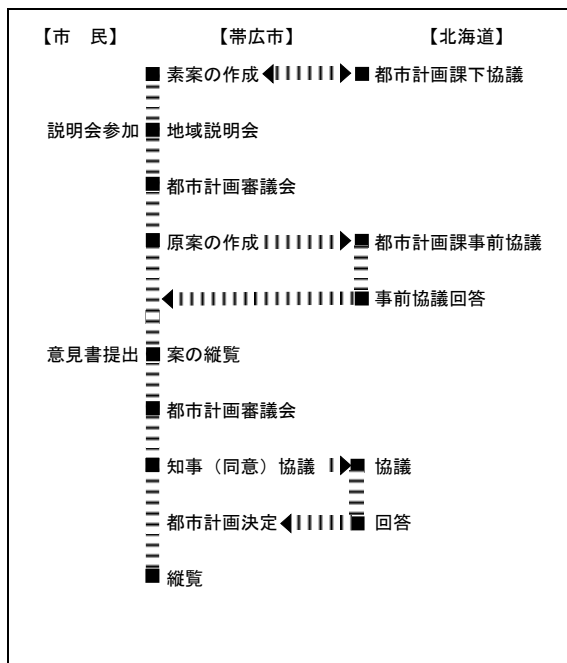
まちづくりを面的・総合的に整備するのが市街地開発事業で、土地区画整理事業・市街地再開発事業などをいいます。

【地区計画】

地区レベルにおいて良好な市街地の形成または保全を図ることを目的としています。

■都市計画と市民参加

【都市計画決定の手続き（市決定の例）】



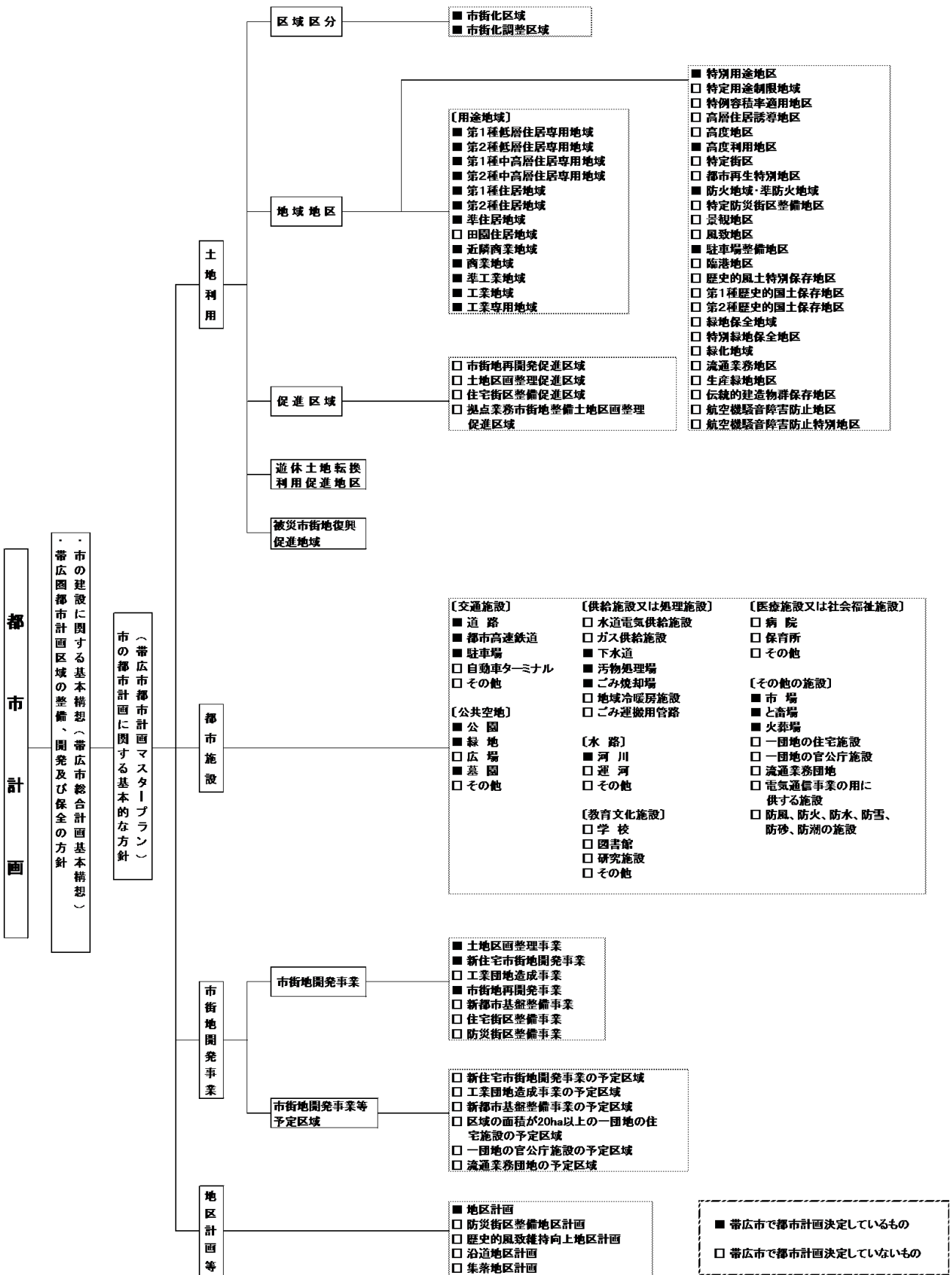
都市計画を定める場合、広く市民の意見・考え方を取り入れることが大切です。

このため、都市計画の決定に際し説明会などを必要に応じ開催するとともに、計画案の縦覧を行っています。

また、土地区画整理事業なども事業計画の縦覧や審議会の設置など、市民参加の場を設けています。

今後ともより多くの市民参加の場と機会を設け、よりよい都市計画を進めていく考えです。

【都市計画法による都市計画一覧表】



■都市計画制限

都市計画決定されたものについては、その計画内容に沿って開発や建築物について規制・誘導することになります。また、都市施設、市街地開発事業等の計画については、順次事業化を図るとともに、将来における都市計画事業の円滑な執行の確保のため、都市計画施設等の区域内において建築制限を加えています。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第三種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	近隣住居地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域	備考	
[凡例] ○ …建てられる用途 ● …建てられない用途 ①、②、③、④、▲ …面積、階数等の制限あり ■ …特別用途地区として大規模商業施設の制限があり												
住宅、共同住宅、寄附舎、下宿												
兼用住宅で、非住宅部分の面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの												
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	④	
店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの							○	○	○	■		
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの							○	○	○	○		
ホテル、旅館				▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
遊憩施設・風俗施設	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等				▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等					▲	○	○	○	○	○	▲10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、競馬投票券売場、遺失券売場等					▲	○	○	○	○	○	▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演習場、観覧場、ナイトクラブ等						▲	○	○	○	○	▲客席200㎡未満
	キャバレー等、個室付浴場等							○	▲	○	○	▲個室付浴場等以外
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保母所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所				▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独自動車庫（附置車庫を除く）			▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲300㎡以下かつ2階以下
	建築物附属自動車庫	①	①	②	③	③	○	○	○	○	○	①、②、③については、当該敷地内にある建築物（自動車庫を除く）の延べ面積以下かつ下記の条件を満たすもの ①600㎡以下かつ1階以下 ②3,000㎡以下かつ2階以下 ③2階以下 ほか一団地の敷地について制限あり
	一般用倉庫			①	②	○	○	○	○	○	○	①2階以下かつ1,500㎡以下 ②3,000㎡以下
	倉庫業倉庫											
	畜舎（15㎡を超えるもの）				▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子店、洋菓子店、酒屋、理髪店、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下かつ原動機の出力が0.75kw以下
	危険性や環境を悪化させるおそれ少ない工場				①	①	②	②	○	○	○	①作業場の床面積が、50㎡以下 ②作業場の床面積が、150㎡以下 ほか一団地の敷地について制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれ少ない工場							②	②	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれやや多い工場											
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場											
自動車修理工場				①	①	②	③	③	○	○	○	①作業場の床面積が、50㎡以下 ②作業場の床面積が、150㎡以下 ③作業場の床面積が、300㎡以下 ほか一団地の敷地について制限あり
火災、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の場（危険物の届については、建築基準法による）				①	②	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下かつ2階以下 ②3,000㎡以下
市街、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等												都市計画区域内においては、都市計画決定が必要

■都市計画制限

■開発許可制度

都市計画法に開発許可制度が設けられており、一定規模以上の開発行為については開発許可を受けるものとし、市街地調整区域内は原則として許可されないものとしています。

■建築制限

用途地域・高度地区等の地域地区については、建築基準法その他関係法令に基づき、建築物の用途制限・形態制限等がかかります。

■都市計画施設等の区域内の建築制限

狭義の都市計画制限と言われるもので、都市計画法により、計画決定した都市施設・市街地開発事業の区域内に建築物を建築するときは許可が必要です。

■土地対策

●土地基本法・国土利用計画法

平成元年に制定された土地基本法では、土地対策を進めていくにあたって「土地についての基本理念」として、①公共の福祉の優先②適正・合理的及び計画的な利用③土地の投資的取引の抑制④開発の利益に応じた適切な負担を求めています。こうした基本理念に基づき、国土利用計画法では、土地政策の目標をこれまでの地価抑制から土地の有効利用による適正な土地利用の推進へと変更しました。このような状況下、平成10年に国土利用計画法が改正され、国土利用計画法の届出制については、原則として事後届出制に移行しました。

・土地利用

■市街化区域及び市街化調整区域

都市の無秩序な拡大（スプロール現象）を防止し、秩序ある都市形成を図るために、昭和43年に都市計画法が全面改正され、帯広圏では昭和45年に市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）を定めました。さらに昭和52年度、58年度、平成2年度、8年度、15年度、22年度、令和2年度には全体的な見直しを行い、現在の区域が定められています。

【市街化区域】

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域です。

ここでは、土地区画整理事業その他の市街地開発事業や公共施設の整備を行うほか、開発行為も一定の基準を満たすものは許可されます。

【市街化調整区域】

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域です。このため、原則として開発行為は禁止され、公共施設も市街化を促進するような整備は原則として行いません。



市街地

■市街化区域等面積一覧■

区 分	面積	割合
都市計画区域	10,369 ha	100.0 %
市 街 化 区 域	4,261 ha	41.1 %
市 街 化 調 整 区 域	6,108 ha	58.9 %
用途地域	約 4,267 ha	100.0 %
第1種低層住居専用地域	929 ha	21.8 %
第2種低層住居専用地域	70 ha	1.6 %
第1種中高層住居専用地域	377 ha	8.8 %
第2種中高層住居専用地域	863 ha	20.2 %
第1種住居専用地域	655 ha	15.4 %
第2種住居専用地域	379 ha	8.9 %
準住居地域	33 ha	0.8 %
近隣商業地域	127 ha	3.0 %
商業地域	144 ha	3.4 %
準工業地域	192 ha	4.5 %
工業地域	144 ha	3.4 %
工業専用地域	354 ha	8.2 %

■国土利用計画法に基づく届出対象面積■

対 象 区 域	面 積
市 街 化 区 域 内	2,000㎡以上
市街化調整区域内	5,000㎡以上
その他の区域内	10,000㎡以上

※個々の取引面積は小さくても、合計していくと上記面積以上となる一団の土地取引は個々の取引も届出が必要です。

●公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）

この法律は公共団体が道路、公園、下水道、学校等の公共施設の整備を計画的にすすめるため、一定規模以上の土地譲渡届出により、土地の先行取得を行う制度です。

■公拡法に基づき届出が必要な土地■

下記(1)、(2)、(3)、(4)において定める200㎡以上の土地

- (1) 都市計画で定められた都市施設（道路、公園、学校等）の区域内にある土地
- (2) それぞれの法律の手続により定められた道路、公園等の区域内の土地
- (3) 史跡、名勝、天然記念物の区域内で知事が指定し公報で告示したもの
- (4) 生産緑地地区の区域内に所在する土地
- (5) 市街化区域内にある5,000㎡以上の土地を譲渡するとき
- (6) 市街化調整区域内にある10,000㎡以上の土地を譲渡するとき

■用途地域

用途地域は、将来の都市形成に向けて市街地における建築物をそれぞれの用途ごとに合理的に配置し、雑多な建築物が混在することを防ぐため、地域ごとに建築物が建てられる最低限のルール（用途制限及び形態制限）を定めたものです。

現在の用途地域は、都市計画法・建築基準法の改正により昭和48年に全面指定替が行われ、さらに昭和52年・58年、

平成4年には全面的な見直しが行われています。

また、平成4年6月に都市計画法、建築基準法が改定され、平成7年には新用途地域の決定が行われています。

さらに、平成30年に新たな用途地域として田園住居地域が創設されましたが、本市では指定していません。

第一種低層住居専用地域



低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。
大空団地、西帯広ニュータウン、自由が丘団地、土地区画整理事業によって宅地化がすすんでいる西地区などに指定しています。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。
第1種低層住居専用地域内を貫通する幹線道路沿いに指定しています。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。
高等学校及び公営住宅団地などの公共施設地域に指定しています。

【形態制限】

建ぺい率	40	50	50	60	60
容積率	60	80	80	100	200
面積(合計4.267ha)	516	413	70	22	355

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます。
東地区、南町などの既存住宅地に指定しています。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。
この地域は、用途混在が比較的にみられ、住居専用地域に該当しにくい住宅地や幹線道路沿いに指定しています。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。
都心部の近隣商業地域周辺及び主要幹線（道々）道路沿いに指定しています。

【形態制限】

建ぺい率	60	60	60
容積率	200	200	200
面積(合計4.267ha)	863	655	379

なお、地区計画により、建築物等の制限を行っている地域がありますので留意して下さい。



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。
用途混在がみられる国道沿いに指定しています。

60
200
33



近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。
この地域は、都心部商業地域の周辺で日常消費活動の中心地区等に指定し、商業地域より容積率を抑制し、周辺の住居系地域の環境を悪化させないようにしています。

80	80	80
200	300	400
40	65	22



銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。
都心部の商業・業務機能をもつ駅周辺地区に指定しています。

80	80	80
400	500	600
106	22	16



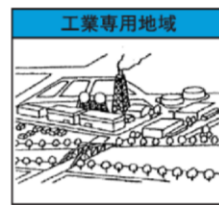
主に軽工場の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられません。
住工混在地区、軽工業・流通サービス施設の集積地区などに指定しています。

60
200
192



主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。
既に工業を主とした市街化がすすんでいる地区及び今後計画的に工業化していく地域に指定しています。

60
200
144



専ら工業の業務の利用の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。
西帯広の工業集積地区に指定しています。

50	60
200	200
300	54

R2. 10現在

■防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地を火災の危険から守るため、建築物を構造面から規制し、都市の不燃化、延焼防止、災害時の避難路の確保等を目的として指定しています。

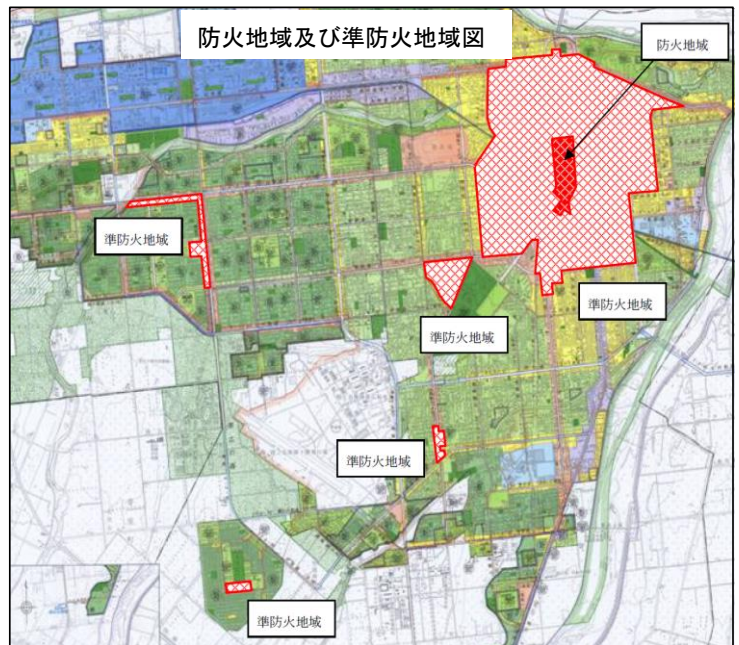
防火地域は、商業地等の建築物の密集した火災危険率の高い市街地に指定しており、その面積は22haです。また、準防火地域は、比較的中層建築物が多い商業地及び市街地に広範囲に指定しており、その面積は531.0haです。

本市の場合、昭和26年に準防火地域を市街地の中心部に指定し、その後45年に準防火地域を拡大しました。昭和48年には、商業地域の中心部に防火地域を指定し、準防火地域に大空団地と緑ヶ丘地区を含めました。昭和59年には、商業系の用途地域の拡大に伴い準防火地域を広げ、平成7年には新用途地域の決定に伴い、現在の防火・準防火地域に決定しました。



市街地中心部

	構造制限の区分	対象建築物など
防火地域	(い) 耐火建築物とするもの	階数が3以上又は延べ面積が100㎡を越える建築物 (は)に該当するものを除く
	(ろ) 耐火建築物又は準耐火建築物とするもの	上記(い)以外の建築物
	(は) 上欄(い)、(ろ)の構造制限を受けないもの	①延べ面積が50㎡以内の平屋建の付属建築物で外壁、軒裏が防火構造のもの ②卸売市場の上屋、機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたもの、その他これらに類似のもの ③高さ2mを越える門、塀で不燃材料で造り、又は覆われたもの ④高さ2m以下の門、塀
	(ニ) 主要部分を不燃材料で造るか又は覆うもの	看板、広告塔、装飾塔、その他類似の工作物で屋上に設けるもの、又は高さが3mを越えるもの
準防火地域	(い) 耐火建築物とするもの	地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500㎡を越える建築物
	(ろ) 耐火建築物又は準耐火建築物とするもの	延べ面積が500㎡を越え1,500㎡以下の建築物
	(は) 耐火建築物、準耐火建築物又は防火上必要な技術的基準に適合する建築物とするもの	地階を除く階数が3である建築物
	(ニ) 外壁、軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とするもの	上欄(い)、(ろ)以外の木造建築物
	(ほ) 不燃材料で造り、又は覆うもの	高さ2mを越える門、塀で延焼のおそれのある部分(隣地境界線などから3m以内)

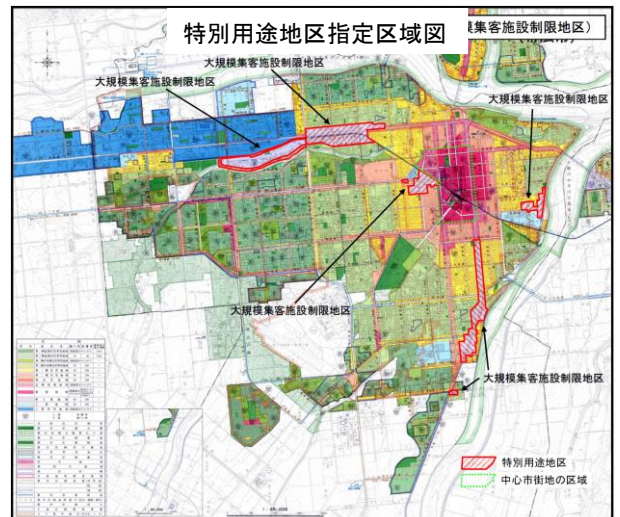


■ 特別用途地区

特別用途地区とは、用途地域内の一定の地区において、その地区の特性にふさわしい土地利用の増進と環境の保護等を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区です。用途地域による建築用途規制に、さらに制限を加えています。

帯広市の特別用途地区は、「大規模集客施設制限地区」として、準工業地域（一部地域を除く）に約152haを指定しています。

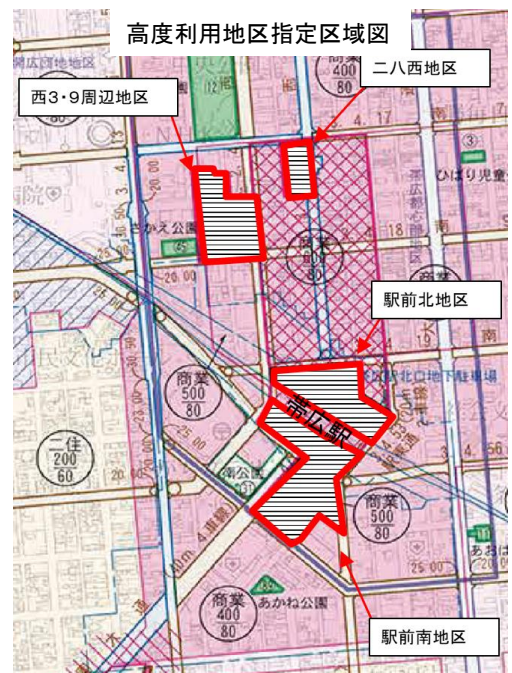
地区内では、大規模集客施設（床面積の合計が10,000㎡を超える店舗、飲食店、映画館、遊戯施設等）の建築が制限されています。



■ 高度利用地区

高度利用地区は、都市の合理的な土地利用計画に基づき、建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、用途地域内の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としています。

種類	面積 (ha)	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び最低限度		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度
		最高限度	最低限度		
高度利用地区 (二八西地区)	約 0.8	65/10 以下	30/10 以上	8/10 以下	200㎡ 以上
高度利用地区 (駅前北地区)	約 2.1	50/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200㎡ 以上
高度利用地区 (駅前南地区)	約 3.9	50/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200㎡ 以上
高度利用地区 (西3・9周辺地区)	約 2.0	50/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200㎡ 以上
計	約 8.8				



■ 駐車場整備地区

都市における自動車の増加に伴い、都心部の路上駐車が円滑な道路交通をさまたげています。そこで都市における自動車の駐車のための施設整備を図るため、駐車場法に基づき駐車場整備地区を定めています。

本市では、JR帯広駅を中心とする交通結節点機能をはじめ、商業・業務・医療機関など都市機能が集積した都心部に約127haを指定しています。

地区内では、都市計画に必要な公共駐車場を整備するとともに、附置義務条例を制定し、駐車需要に応じた駐車場整備を促進しています。



■ 地区計画

地区計画は、地区レベルにおいて公園等の地区施設と建物の用途等についての一体的・総合的な計画を定め、その計画に基づいて建築行為または開発行為を誘導・規制することにより、秩序ある良好な市街地の形成を図ることを狙いとしています。

それまでのまちづくり制度は、用途地域によるおおまかな土地利用や、道路・公園・下水道などの都市の根幹をなす施設の整備といった都市の骨格を定める内容が中心でした。

これに対して“きめ細かなまちづくり”を行うため、昭和55年の都市計画法改正によって、地区計画制度が創設されました。

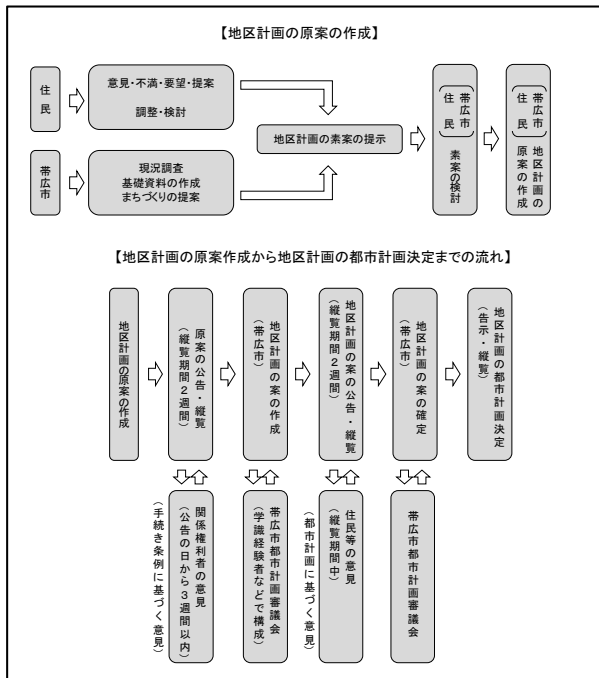
この地区計画は、地区の特性に合わせて、良好な街区としての環境整備を図るため、区画道路、小公園、広場などの配置計画や建築物の用途、高さ、壁面の位置、形態、敷地の規模など、地区のきめ細かなルールが定められており、市民参加に基づく身近な都市計画の内容になっています。

本市では、令和2年10月現在、43ヶ所、1,051.3haについて地区計画の適用を行っています。

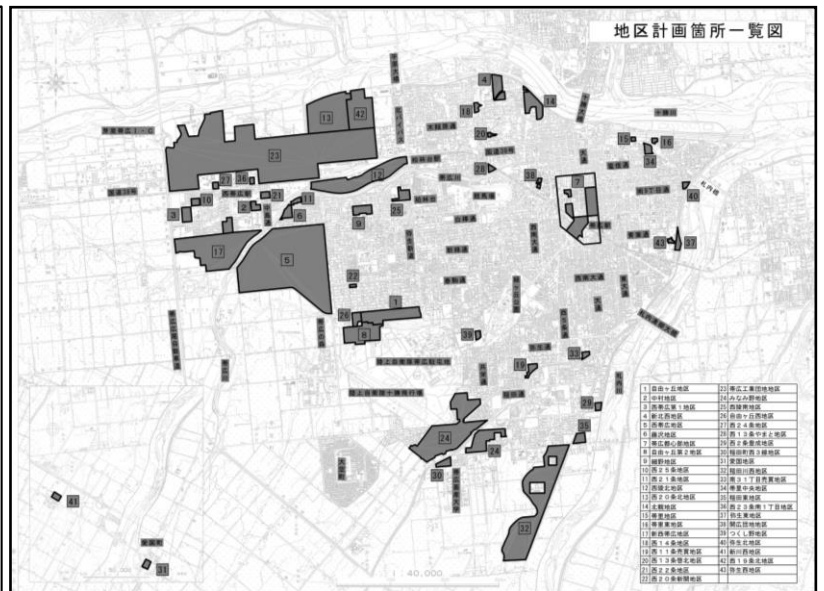


稲田川西地区

■ 地区計画決定の手続



■ 地区計画箇所一覧図



■地区計画一覧表

(R2.10 現在)

NO.	地区名	位置	地区計 画区域 面積 (ha)	地区整 備計 画区域 面積 (ha)	決定内容		用途地域	建築物等の制限												
					地区計 画の方 針	地区整 備計 画		建物 用途	最高容 積率 (%)	最低容 積率 (%)	建ぺ い率 (%)	敷地 面積 (㎡)	最低建 築面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)	意匠 形態	門塀 (m)			
1	自由ヶ丘地区	自由が丘1丁目から4丁目	23.4	22.6	○	○	1種低専 2種住居	○												
2	中村地区	西23条南2丁目の一部	2.4	2.0	○	○	1種低専 2種中高 1種住居	○	○		○									
3	西帯広第1地区	西25条南2丁目の一部	5.0	4.9	○	○	1種低専	○												
4	新北西地区	西11条北7丁目・北8丁目と西12条北7丁目・北8丁目の一部	8.3	6.5	○	○	1種低専 2種低専 1種住居	○												
5	西帯広地区	西21条南3丁目南4丁目西22条南4丁目及び西21条南5丁目西22条南3丁目西23条南3丁目南4丁目一部	183.8	160.7	○	○	1種低専 1種中高 2種中高 2種住居 近商	○												
6	藤沢地区	西22条南2丁目の一部	3.7	3.5	○	○	1種低専 2種低専 商 近商	○												
7	都心部地区	西1条南6丁目から南15丁目全部、西2条の南6丁目から南15丁目全部、西3条の南6丁目から南14丁目全部、西4条の南6丁目から南13丁目全部、西5条の南6丁目から南12丁目一部、大通の南6丁目から南15丁目一部	76.0	16.3	○	○		○	○											
8	自由ヶ丘第2地区	自由が丘4丁目一部、自由が丘5丁目全部、自由が丘6丁目一部、自由が丘7丁目全部、西20条南6丁目一部	22.5	20.7	○	○	1種低専 1種中高	○												
9	細野地区	西19条南2丁目一部	5.5	5.2	○	○	1種低専 2種低専	○												
10	西25条地区	西25条南1丁目一部	2.0	1.7	○	○	1種中高	○	○		○									
11	西21条地区	西21条南2丁目一部	1.3	1.3	○	○	1種低専 2種低専	○												
12	西陵北地区	西18条から西21条南1丁目一部	40.2	39.4	○	○	準工業	○												
13	西20条北地区	西19条から西21条の北1丁目から北3丁目までの一部	49.0	42.7	○	○	工業	○												
14	北親地区	西6条北4丁目から北6丁目、西7条北4丁目から北7丁目、西8条北4丁目から北7丁目	11.0	9.5	○	○	1種低専 2種低専 1種住居	○												
15	帯里地区	東6条、東7条南1丁目一部	0.5	0.5	○	○	1種中高	○												
16	帯里東地区	東9条南1丁目、南2丁目一部	0.8	0.8	○	○	第1種住居	○												
17	新西帯広地区	西23条南3丁目・南4丁目の各一部、西24条南2丁目一部、南3丁目・南4丁目の各一部、西25条南3丁目・南4丁目の各一部	72.7	59.0	○	○	1種低専 2種低専 1種中高 2種住居	○												
18	西14条地区	西14条北5丁目、北6丁目一部	1.3	1.3	○	○	1種低専	○												
19	西11条売買地区	西10条南32丁目、西11条南32、33丁目一部	2.3	2.3	○	○	2種中高	○												
20	西13条啓北地区	西13条北2丁目一部	1.1	1.1	○	○	2種中高	○												
21	西22条地区	西22条南1丁目一部	1.9	1.9	○	○	2種中高 1種住居	○												
22	西20条新開地区	西20条南5丁目一部	0.6	0.6	○	○	1種低専 2種低専	○												
23	帯広工業団地	西19条北1丁目全部、西20条北1丁目全部、西21条北1丁目全部及び南1丁目一部、西22条北1丁目一部、西23条北1丁目全部及び北2丁目一部、西24条北1丁目全部及び北2丁目一部、西25条北1丁目全部及び北2丁目、南1丁目一部	297.0	268.0	○	○	工業専用	○												
24	みなみ野地区	西15条南39丁目から41丁目までの各一部、西16条南40丁目全部、西16条南41丁目一部、西17条南36丁目全部、西17条南39丁目一部、西17条南40丁目及び41丁目の全部、西18条南35丁目から37丁目までの全部、西18条南38丁目一部、西18条南39丁目全部、西18条南41丁目全部、西19条南35丁目から38丁目までの各一部、南の森東1丁目全部、南の森東2丁目から4丁目までの各一部、南の森西1丁目から4丁目までの全部、南の森西6丁目一部、南町南8線の一部	86.3	75.0	○	○	1種低専 1種中高 2種中高 1種住居 2種住居	○												
25	西陵南地区	西18条南2丁目一部	5.6	5.6	○	○	1種低専 1種住居	○												
26	自由ヶ丘西地区	西20条南6丁目一部	3.8	3.8	○	○	1種低専 2種住居	○												
27	西24条地区	西24条南1丁目一部	1.2	1.2	○	○	1種住居	○												
28	西13条やまと地区	西13条南3丁目・南4丁目一部、西14条南3丁目・南4丁目一部	1.0	1.0	○	○	2種中高 1種住居	○												
29	西2条豊成地区	西2条南38丁目一部	1.7	1.7	○	○	1種住居	○												
30	稲田町西3線地区	西19条南42丁目一部	3.0	3.0	○	○	1種中高	○												
31	愛国地区	愛国町基線の一部	2.5	1.8	○	○	調整区域	○	○											
32	稲田川地区	清流東1丁目から4丁目までの全部、清流西1丁目から4丁目までの全部	88.1	66.2	○	○	1種低専 1種中高 1種住居 2種住居	○												
33	南31丁目売買地区	西2・3条南31丁目一部	1.2	1.2	○	○	2種中高	○												
34	帯里中央地区	東8・9条南2・3丁目一部	2.4	2.4	○	○	2種中高	○												
35	稲田東地区	西5条南41丁目一部	3.6	3.6	○	○	1種中高 準住居	○												
36	西23条南1丁目地区	西23条南1丁目一部	1.0	1.0	○	○	1種住居	○												
37	弥生地区	東10条南15丁目、同条南16丁目、及び同条南17丁目の各一部、並びに、東11条南14丁目、同条南15丁目、同条南16丁目、及び同条南17丁目の各一部	2.6	2.6	○	○	1種住居	○												
38	開広団地区	西7条南5丁目、同条南6丁目、同条南7丁目各一部、西8条南5丁目、同条南6丁目、同条南7丁目の各一部	1.1	0.8	○	○	近隣商業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	つくし野地区	南町南線の一部	1.0	1.0	○	○	2種中高	○												
40	弥生北地区	東12条南8丁目及び9丁目の各一部	1.0	1.0	○	○	2種中高	○												
41	新川西地区	川西町西2線の一部	2.8	2.8	○	○	調整区域	○	○											
42	西19条北地区	西19条北2丁目から北3丁目までの一部	28.3	28.3	○	○	工業	○												
43	弥生地区	東9条南16丁目、東10条南16丁目一部	0.8	0.8	○	○	準工業 工業	○												
合計			1051.3	877.3																

・都市施設

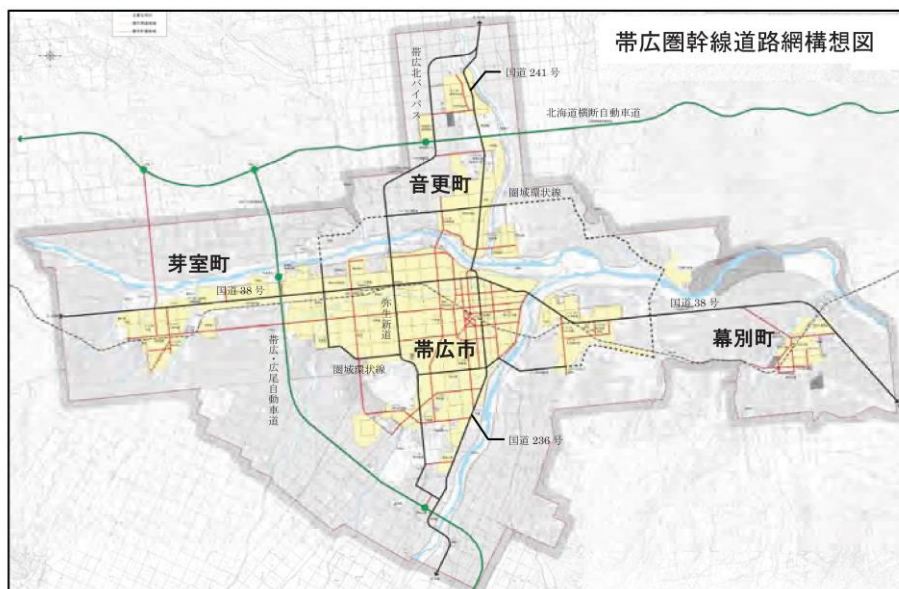
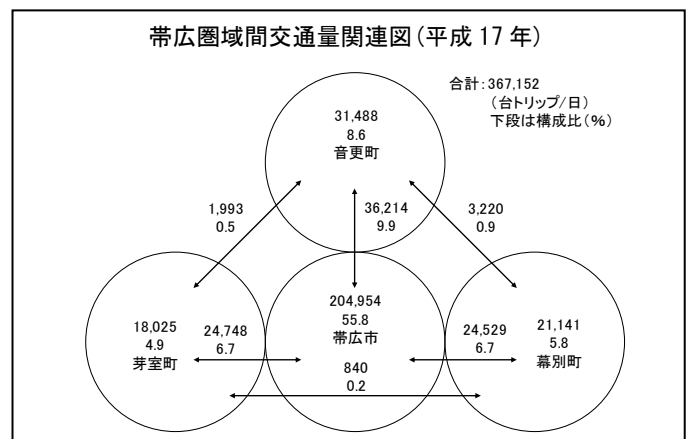
■交通体系

都市交通は、市民生活や経済活動などを支える基本的なものであり、将来の輸送需要に十分対応できる輸送機関と道路網がそれぞれの性格や役割に応じて適切に配置され、その機能を果たす必要があります。

本市では、効率的な都市活動を営めるよう人間優先を基調としつつ、安全で良好な交通環境の確保に向け、土地利用との整合性をとりながら、総合的に施策を推進しています。

また、広域都市計画区域を構成している音更町・芽室町・幕別町の周辺3町とともに、東西・南北の国道網と、道道を主体とする環状線の4放射1環状を骨格道路として位置付け、広域交通の円滑化を進めています。

人口減少・少子高齢化の進行や、地球環境問題の深刻化、高速道路整備の進捗など、交通を取巻く環境は大きく変化していることから、市では、道路網の再編、再構築や省資源、省エネルギーの交通体系の整備を進めています。



■都市計画道路

道路は都市の動脈として、交通・輸送を確保するほか、上水道・下水道・電気・ガス等の埋設場所や災害時の避難通路あるいは地域におけるコミュニティ路としての役割など多くの機能をもっています。また、都市の形態を方向づける重要な施設でもあります。

都市計画道路は、将来（おおむね20年後）の発展を予想して、都市計画法に基づき決定される幹線道路網の計画であり、市街地の発展に応じて逐次事業を進めていかなければならないものです。

しかし、最近の道路に対する市民ニーズは本来道路が担っている自動車交通の円滑な処理と同時に、誰もが安全で安心して利用出来る歩行空間の充実や、地球温暖化防止に向け、自然と共生し、環境への負荷を抑えたやさしいみちづくりが求められています。

本市の都市計画道路は、昭和19年に決定されて以来、平成元年のJR連続立体交差にともなう道路網の変更や平成22年の都市計画道路の見直しなど、数次の都市計画変更を経て現在では85路線、総延長約193.2kmに達しています。



弥生通



弥生新道



共栄通

【都市計画道路】

区分	国道	道道	市道	合計
都市計画決定延長	23.2km	36.9km	133.1km	193.2km

R2.10 現在

■都市高速鉄道

本市の都心部は鉄道の北側に位置していますが、市街地の発展とともに鉄道以南に人口が集中していることに加え、都心部への南北幹線道路は2路線しかなく交通量が限界にきていました。また、市街地においても西部地区の住宅地開発に伴い、踏切での交通渋滞が発生しており、抜本的かつ早急な解決が望まれていました。

この交通問題の解消と市街地の一体化を図るため、連続立体交差事業等に取り組み、平成8年11月24日に高架橋が供用開始され、交差道路の整備が行なわれました。

事業効果等は次のとおりです。

1) 道路交通

鉄道高架化区間(6.2km)内には、9箇所の踏切と2箇所の立体交差(大通跨線橋、西5条アンダーパス)がありましたが、これらを撤去した後、30路線の交差道路が整備され、円滑な道路交通が確保されました。

2) 土地利用

駅周辺では、土地区画整理事業の導入により、鉄道施設跡地の解放による都市的土地利用が可能になるとともに、駅周辺の都市開発が促進されます。

鉄道により分断されていた地域が一体化するため、周辺住民等の利便性が向上します。鉄道高架下を利用して、駐輪場や観光バスプール等が整備されています。



帯広駅北口

この事業は、将来のまちづくりに非常に大きな影響を与えるため、土地利用や市街地整備計画との整合は勿論、市民の理解と協力を得て進めてきました。



鉄道高架



■公園緑地

公園や緑地は、都市生活にうるおいと快適な環境を与える憩いの場・レクリエーションの場として、また災害時の避難場所としての役割を果たす“緑のオープンスペース”です。

都市公園には、地域の子供からお年寄りまで幅広く利用する目的の「街区公園」、近隣に居住する市民が利用する目的の「近隣公園」、徒歩圏内に居住する市民が利用する目的の「地区公園」、規模が大きく広く市民が利用する目的の「総合公園」などがあります。

本市では、昭和25年に緑ヶ丘公園を都市計画決定したのをはじめとして、その後数次にわたり追加・変更を行っています。主なものとして、昭和31年「河南公園」、昭和47年「西町公園」、昭和49年「帯広の森」、同年「十勝川及び札内川の河川緑地」、昭和51年「大山緑地」、昭和52年「工団緑地第1号」などが決定されています。

うるおいのある都市環境の創出のため、市街地を囲む「帯広の森」「河川緑地」を基本に都市内部の緑のネットワークづくりを積極的に進めています。また昭和60年に「緑のまちづくり条例」を施行しました。

帯広市緑のまちづくり条例

緑のまちづくりは市民が中心となって推進されるものであり、昭和50年以来30年間にのべ14万8千人の市民参加によって約23万本の苗木を植栽した「帯広の森市民植樹祭」は、その象徴であります。「まちの中に緑を」の発想より一歩進んで「緑の中にまちを」創ろうとする「帯広の森づくり」を通じて北方の風土に根ざした自前の文化を育むまちづくりを進めたいと考え「緑のまちづくり条例」を制定しました。

〈主な内容〉

1. 緑の保全地区・保存樹木の指定
2. 公共施設等の緑化
3. 宅地造成等の緑化
4. 工場その他の事務所等の敷地内の緑化
5. 緑化推進地区の指定
6. 良好な緑の環境を確保するための緑の協定
7. 緑の中でのレクリエーションなど緑の活力の利用
8. 「緑の月間」「記念植樹」「緑の推進委員」などによる緑の市民運動の推進

区 分		計画決定面積	供用面積	備 考	
基 幹 公 園	住区基幹公園	街区公園	30.23 ha	29.77 ha	河南公園など139箇所
		近隣公園	50.50	50.50	東公園など17箇所
		地区公園	13.00	11.40	機関庫の川公園など3箇所
	都市基幹公園	総合公園	458.40	399.50	帯広の森など3箇所
都 市 緑 地		777.06	225.98	大山緑地など35箇所	
特 殊 公 園	墓 園	79.84	55.01	緑ヶ丘墓地など3箇所	
合 計		1409.03	772.16		

R2.10現在

■帯広の森

●帯広の森

帯広の森は市街地南西部に位置し、総面積 406.5ha、幅約 550m、延長約 11kmの規模で、十勝川や札内川と連携して市街地を包み込むように配置されており、宅地の郊外部への無秩序な開発を防ぎ、都市部と農村部を区分し、双方の交流の場としての役割を担っています。

また、都市林の持つ公害抑制や環境の保全機能を持ち、市民の憩いの場、学習の場、交流の場、スポーツの場などとして、幅広く利用されています。

整備にあたっては、昭和 50 年から市民植樹祭を開催し、平成 16 年まで 30 回 のべ 14 万 8 千人の参加により 23 万本を植樹しました。平成 3 年からは市民育樹祭を開催し、平成 17 年まで 15 回 のべ 1 万 3 千人が参加しました。

現在は、市民や企業・団体等による市民協働の森づくりが行われています。



帯広の森



間伐体験

●帯広の森・はぐく一む

帯広の森・はぐく一むは、帯広の森の育成管理、利活用の拠点として、平成 22 年 4 月に供用を開始しました。

帯広の森をフィールドとし、環境教育の実践の場として、市民や学校等を対象に、間伐などの森づくり体験、自然観察等のプログラムを実施するほか、木工、ウォーキング等の森に親しむ行事を開催しています。また、帯広の森に関する様々な情報を発信しています。



帯広の森・はぐく一む

■緑ヶ丘公園

●みどりと花のセンター

みどりと花のセンターは、緑ヶ丘公園を訪れる方々のための休憩する場と、公園や緑化にかかわる情報提供の場として、樹木や草花の観賞、緑の健康診断員による樹木や花などの相談、緑の健康講習会、緑化パネルの展示など、みどりに関する様々な情報を提供しています。



緑の健康診断員による講習会



みどりと花のセンター

●帯広百年記念館

帯広百年記念館は、昭和 57 年に開館した博物館と創作活動拠点の複合施設です。帯広・十勝の自然や歴史、産業を紹介する常設展示室や陶芸実習室、アイヌ民族文化情報センター「リウカ」などがあります。



帯広百年記念館

●児童会館

児童会館は、昭和 39 年に開館した科学展示室、プラネタリウム、科学実験室、天文台、宿泊室、講堂、実習室、食堂を備えた青少年の研修施設です。



児童会館

●野草園

野草園は、昭和 33 年に開園し、約 43,530 平方メートルの敷地に 82 科 375 種あまりの野草樹木が自生しており、開拓期以前の自然の姿を伝えています。



野草園

●おびひろ動物園

おびひろ動物園は、昭和 38 年に開園し、キリンやホッキョクグマなどの大型動物から、ふれあいのできる小動物なども展示しています。そのほか、遊園地や植村直己記念館もあります。



おびひろ動物園

●北海道立帯広美術館

北海道立帯広美術館は、平成 3 年に開館した北海道立の美術館として 5 館目の施設です。道東ゆかりの作家の作品や近現代の版画を中心としたプリントアートのコレクションが充実しています。



北海道立帯広美術館

●グリーンパーク

刑務所跡地整備の一環として造成されたのがグリーンパークです。長さ約 400m、幅約 200mの長方形で、面積は約 8 ha、甲子園球場が 2 つ入る広さを持ち、全面芝生の多目的広場として利用されています。

また、昭和 56 年に市民の手で 400mベンチを完成させ、ギネスブック（1983 年版）に掲載されました。

その後、平成 6 年には市民の手によるベンチの再生を実施しています。



グリーンパーク

■自転車歩行者道

●自転車歩行者道利用環境整備

本市では、「歩きやすく、自転車が使いやすいまちづくり」を実現するため、自転車交通を円滑に安全かつ効率的に処理することで自転車利用を推進し、自然環境へ配慮したエネルギー負荷の少ない環境にやさしいまちづくりを進めています。

【主要幹線】

自転車交通需要が多く、駅と学校や大型商業施設等をつなぐ骨格路線として、白樺通や弥生新道、栄通などがあります。

【幹線】

自転車交通需要が比較的多く、学校や大型商業施設に隣接し、主要幹線を補完する路線として、西5条通や新緑通、弥生通などがあります。

【自転車歩行者専用道路】

サイクリングやジョギング、散歩等の目的に適した専用道路として、とてっぽ通や北栄グリーンロードなどがあります。

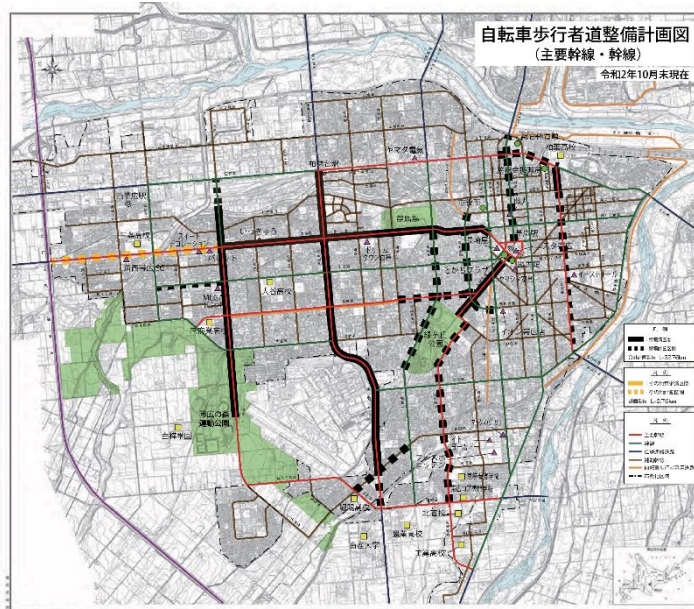
このほか、近隣町村や郊外地を結ぶ広域連絡道路と主要幹線や幹線以外の一般的な都市計画道路である補助幹線を含めて自転車歩行者道のネットワークを形成しています。



主要幹線（白樺通）



自転車歩行者専用道路（北栄グリーンロード）



●とてっぽ通り

“とてっぽ”の愛称で市民に親しまれ、十勝産業の発展に寄与してきた十勝鉄道の廃止（昭和52年）に伴い、その跡地の一部を自転車歩行者専用道として整備しました。

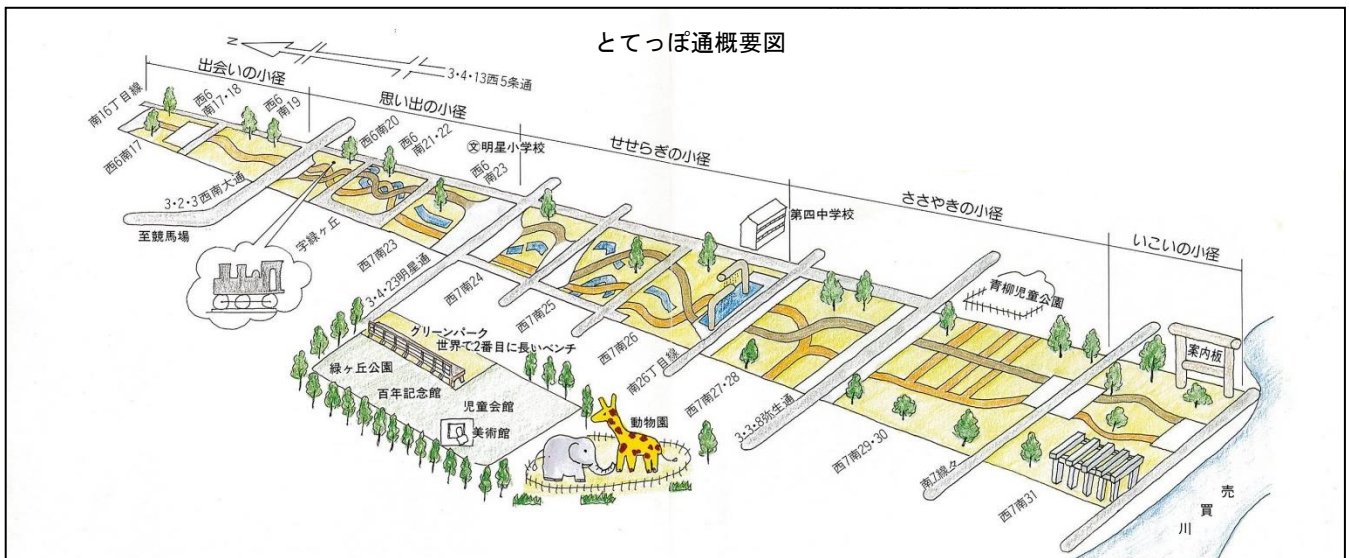
市の稲田地区から駅南にかけての延長1,870m、幅18.18mの用地に当時のおもかげを再現しながら、自転車道と歩行者遊歩道が整備されており、緑と水を豊富に取り入れた都市のオアシスとして、また、催し物広場、災害時の避難場所など多目的な空間として多くの市民に利用されています。



とてっぽ通り (いこいの小径)



とてっぽ通り (せせらぎの小径)



■上水道

本市の水道事業は、札内川の伏流水を水源として昭和27年に給水計画人口4万人、1日最大給水量9千m³で事業に着手し、清浄で豊富低廉な水の供給をはかってきました。その後、都市の発展に伴い3次にわたる拡張事業を行ってきましたが、将来の水需要に対応するため、昭和56年に帯広市を含む近隣6町村からなる十勝中部広域水道企業団を発足し、広域水道施設の建設に着手するとともに、昭和58年度からは当企業団から受水するための第4次拡張事業を実施して、平成7年4月より受水を開始しています。

また、老朽化した配水管の更新や配水池などの耐震化を行っており、災害に強い施設整備を進めています。



稲田浄水場（帯広市稲田町）

【上水道給水状況】

計 画 給 水 人 口	202,100 人
計 画 1 日 最 大 給 水 量	113,050 m ³
行 政 区 域 内 人 口	165,384 人
給 水 区 域 内 人 口	162,014 人
給 水 人 口	161,900 人
普 及 率	99.9 %
年 間 総 配 水 量	15,983,544 m ³
1 日 平 均 給 水 量	43,671 m ³
1 日 最 大 給 水 量	48,659 m ³
有 収 水 量	14,614,783 m ³
有 収 率	91.4 %

R2. 3 現在

【下水道事業進捗状況】

区 分	管渠 延長	整備面積		整備 人口	処理 人口
		面 積	進捗率		
都市計画決定面積	—	4,261ha	—	—	—
事業認可計画	846km	4,338ha	—	150,700人	150,700人
令和元年度末	748km	4,300ha	99.1%	157,548人	157,548人

R2, 10 現在 データは全て市街化区域内のみ（特環も除外）

■下水道

下水道は、都市の静脈として住みよい生活環境の基盤的施設です。

本市は、昭和34年市街地約216haの下水道事業に着手し、その後、昭和44年の新都市計画法の施行に伴い、市街化区域の下水道施設の計画決定を要することとなったため、下水道基本計画を策定し、これに基づく事業計画を策定し施設整備を図ってきました。昭和52年十勝川流域下水道事業がスタートしたことに伴い、本市の下水道も流域事業との整合を図り、平成21年に認可区域の拡大を行い、十勝川流域関連処理区約3,532ha、帯広川処理区約806haの合計約4,338haについて事業を進めています。

●十勝川流域下水道（十勝川浄化センター）

帯広市など4市町の下水を一括処理するため、昭和55年1月から稼働している終末処理場です。帯広市など19市町村のし尿や浄化槽汚泥を処理していた中島処理場の老朽化に伴い、センター敷地内に受入施設を建設し、平成30年4月から下水との共同処理を開始しています。

●帯広公共下水道（帯広川下水終末処理場）

市中心部の人口の緊密な区域を処理区とする下水処理場として昭和40年7月にし尿処理の運転を開始しました。昭和54年からは下水のみを処理しています。



帯広川下水終末処理場

■その他の都市施設

●一般廃棄物中間処理施設（くりりんセンター）

帯広市など6市町村から排出されたごみを共同処理するために設置された一般廃棄物の中間処理施設です。焼却炉（110t/日×3炉）と大型・不燃ごみ破碎処理施設（110t/5h）を備え、平成8年10月から稼働しています。現在は、13市町村のごみを処理しており、令和元年度は7.7万t（210.2t/日）の処理を行っています。



くりりんセンター

●資源ごみ中間処理施設（十勝リサイクルプラザ）

帯広市など7市町村から排出分別収集された容器包装などの資源廃棄物を選別・圧縮・梱包・保管し、再商品化事業者へ引き渡すために設置された資源ごみの中間処理施設で、平成15年4月から稼働しています。現在は、8市町村の資源ごみを処理しており、令和元年度は1.3万t（52.2t/日）の処理を行っています。

●市場（帯広魚菜卸売市場）

生鮮食品等の集分荷機能と適正な価格で、安定した供給をはかるため、昭和44年に現在の場所で業務を開始し、今では青果、水産物や花木を取り扱う十勝の中核的拠点卸売市場になっています。

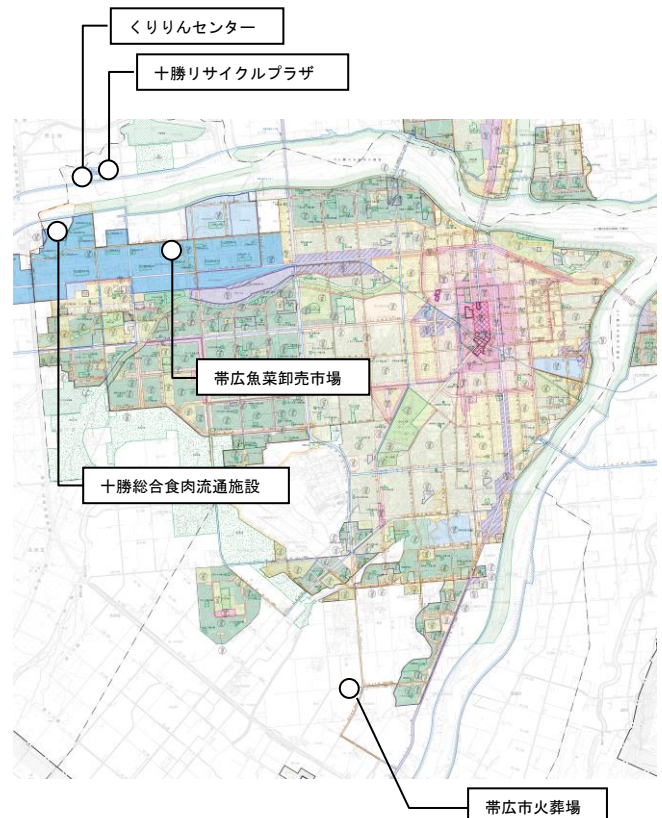
●と畜場（十勝総合食肉流通施設）

畜肉流通機構の近代化と新鮮な食肉の安定供給のため、公社方式による食肉流通施設を新たに建て、昭和54年操業を開始し、令和元年度実績で約9万2千頭の処理をしています。また、十勝第3工場が令和元年5月31日付で厚生労働省より対米輸出食肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場の認定を受けています。

●火葬場

本市の火葬場は、昭和63年に建設されたものであり、火葬炉6基を備えています。

その他の都市施設位置図



・市街地開発

市街地開発事業は、市街化区域内の一定の地域について地方公共団体などが総合的な都市計画に基づき適正な土地利用を図り、公共施設の整備と宅地の効率的利用を進める総合的な開発事業です。

■土地区画整理事業

都市化が急激なところでは、道路、公園、下水道などの生活環境整備のないまま無秩序な宅地化が懸念されます。

土地区画整理事業は、このような無秩序なまちを改善したり、前もって良好な生活環境を整えた宅地開発をするために、地区内に新たに道路、公園などを、地区住民みんなで用地を出し合って整備し、また個々の宅地を整形化し、住みやすいまちに整えるものです。

本市の都市計画決定している土地区画整理事業は、昭和 38 年の西第一北に始まり 13 区域 832.9ha が決定され、全ての区域において事業が完了しています。また、昭和 45 年市街化区域が決定してから民間施行が盛んになり、現在、個人施行では、51 地区 293.2ha、組合施行では、23 地区 783.9ha が完了しています。

【土地区画整理事業実施一覧】

区分	地区数	施行面積 (㎡)	宅地面積 (㎡)	公共用地面積(㎡)			
				道路	公園	その他	合計
個人施行	51	2,932,394	2,001,406	819,778	89,845	21,365	930,988
(内、施行中)	-	-	-	-	-	-	-
組合施行	23	7,838,955	5,166,048	2,157,501	315,193	200,213	2,672,907
(内、施行中)	-	-	-	-	-	-	-
市施行	6	1,634,253	1,065,292	502,847	45,011	21,103	568,961
(内、施行中)	-	-	-	-	-	-	-
合計	80	12,405,602	8,232,746	3,480,126	450,049	242,681	4,172,856
(内、施行中)	-	-	-	-	-	-	-

R2.3現在

■新住宅市街地開発事業

この事業は、人口集中の著しい市街地の周辺地域において、居住環境の良好な住宅を大規模かつ計画的に供給することを目的としています。

本市では、人口増加に伴いおよそ3,000戸の住宅不足が見込まれ、昭和41年南帯広新住宅市街地開発事業として大空団地の造成が決定されました。この団地は、昭和42年に事業着手、総面積103ha、計画人口1万人、約2,700戸の計画で公共施設の上・下水道、道路、公園といった生活基盤の整備をはじめ、商店などサービス施設を完備したゆとりある住宅団地として造成されました。



■市街地再開発事業

市街地再開発事業は、既成の市街地で木造の建物が密集して不合理な土地利用となっている場合に、これを改善するため防災的な高層建築物と公共施設をつくり、土地の立体的・合理的利用を図るものです。

本市では、西2条南8丁目西側の中心商店街で「帯広二・八西地区第一種市街地再開発事業」が進められました。この地区(0.8ha)は商業機能の低下がみられ、本事業により中心商店街の核づくりと活性化を目的として実施されたものです。なお、建築物(42,081㎡)は、220台収容の地下駐車場を設置、敷地面積の約25%を広場・通路として確保するなど公共的施設整備を行い、昭和56年に完成しました。

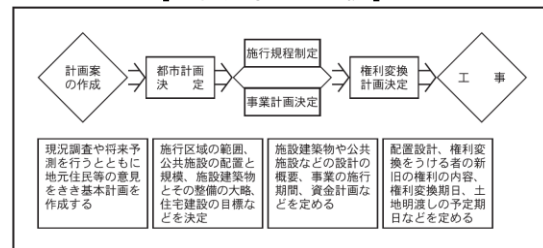
平成21年度には開広団地地区の市街地再開発事業の都市計画決定し、平成26年度に完成しました。

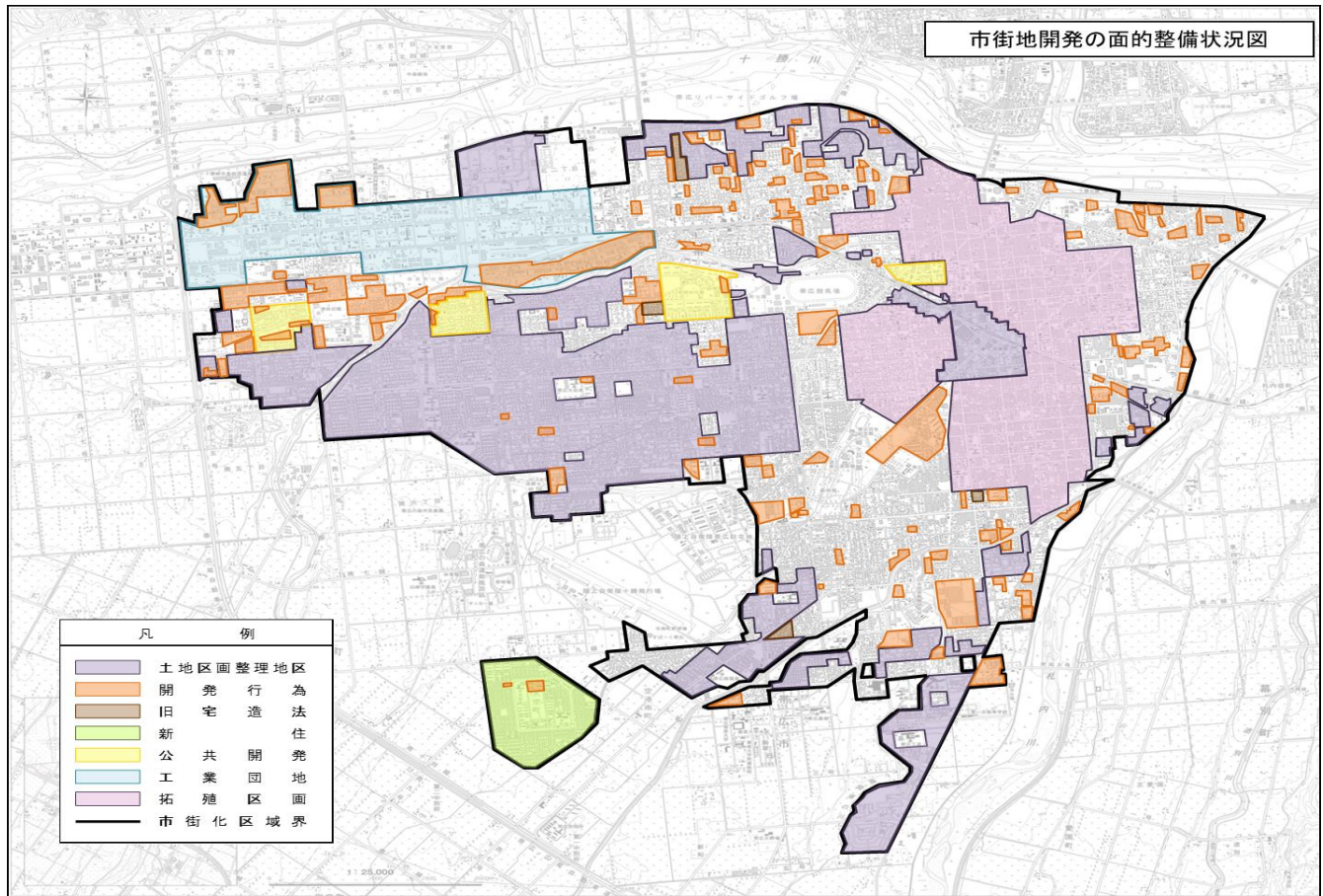
また、平成29年度には、西3・9周辺地区の市街地再開発事業の都市計画決定を行いました。



開広団地地区

■再開発事業の手続





■開発行為

都市の無秩序な市街化を防ぎ健全な発展と秩序の形成をはかる市街化区域及び市街化調整区域の制度を担保するものとして、開発許可制度を設けています。

開発行為は、市街化区域内の開発については面積 1,000 m²以上が許可対象となります。また、市街化調整区域では農林漁業の用に供するものなど一定の開発行為以外は厳しく制限されています。

区分	市街化区域		市街化調整区域		合計
	自己用	その他	自己用	その他	
件数(件)	305	218 (179)	154	5 (3)	459
面積(ha)	383.7	323.5 (265.3)	117.0	22.4 (4.3)	500.6

()内は、宅地造成(内数)

四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります

R2.3現在

■ その他の公共施行団地



柏林台団地

● 柏林台団地

柏林台団地は、戦後の帯広市の急激な人口増加に伴う住宅不足から、昭和34～41年にかけて、計画的団地としては市内で最も早く造成され、公営住宅を中心に郵政省、JR等の官舎、戸建て住宅地、文教施設等により構成された団地です。

● 開広団地

明治40年から操業開始した帝国製麻帯広工場は市勢の発展と麻製品の衰退から、昭和40年、工場敷地（約18ha）が開放され、十勝のシビックセンターとして多くの官公庁施設が集約されました。

市立施設 / 小学校

官公庁施設 / 市庁舎、帯広開発建設部庁舎、消防庁舎、
合同庁舎、財務事務所、税務署

その他施設 / 卸売センター、厚生病院

● 大空団地

大空団地は、公共施設が完備された2,700戸の住宅建設用地として、昭和42年から5カ年計画で約103haを造成し、分譲を行いました。

● 工業団地

市内中小工場の集約化と新規工場の誘致を図るため、昭和37年より西帯広地区に「緑の工場公園」として約219haの帯広工業団地を造成し、引き続き、昭和56年よりこの工業団地に隣接する約43haの新帯広工業団地を造成しました。

また、平成29年に市所有の分譲地が完売したことから、平成30年より帯広市西19条北工業団地の造成を開始しました。

● 物流業務団地

物流業務の拠点基地として、流通業務の振興と都市計画の推進を図るため、西帯広貨物駅ヤードを取得し、昭和49年に物資流通業務団地、平成3年に新物資流通業務団地を造成し、約28haの分譲を行いました。

● 公園東町団地

帯広刑務所が、昭和50年に建築交換方式により、郊外へ移転したことから、跡地約33haに住宅団地を造成し、昭和54年に完了しました。

・都市景観

■都市景観

本市では、平成3年度に都市景観基本計画を策定し、市街地の景観づくりや耕地防風林の整備など、帯広・十勝らしい景観の形成を進めてきました。

令和2年度からは「第2次帯広市都市計画マスタープラン（R2.4施行）」において次のとおり、景観についての方針を定めています。

<p>3 都市環境の方針</p> <p>市民と協働し、帯広らしい魅力ある都市景観の創出を図る</p> <p>② 都市景観</p> <p>A 風土を活かした個性ある景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帯広の特徴である格子状の区画や火防線などの個性を活かした景観を保全 ・主要な道路については植樹帯等を設け、沿道の緑化を図る。また、道路の附属物や建造物の修景を図る <p>B みどりの活用による景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市と農村を結ぶ帯広の森や河川などの豊かな自然景観を保全 ・多様な主体と連携しながらみどりを活用し、魅力ある親しみやすい景観づくりにつなげる <p>C 市街地での良好な景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地などにおいて、地区計画などの都市計画制度を活用し、それぞれのエリアなどに相応しい機能や優れた景観づくりを誘導し、良好な都市環境の維持形成を図る ・景観づくりへの市民参加により、親しみやすく良好な景観の保全・創出を進める
--

■都市景観行政の歩み

年 度	内 容
昭和59年	都市景観表彰制度を創設
平成元年	都市景観講演会開催
2年	庁内に都市景観推進研究会を設置（景観資源の調査、市民意識調査の実施、基本方針の作成）
	都市景観シンポジウム開催
3年	都市景観基本計画を策定
	都市環境デザイン委員会を設置
	都市景観シンポジウム開催
4年	都市景観整備計画を策定
5年	都市環境調査を実施
6年	都心部景観デザインマニュアルを作成
6～7年	景観フォーラム開催
8年	帯広市公共サイン計画を策定
9年	帯広市都市景観形成に資する公共施設・公共サイン推進要綱を施行
11年	帯広市公共サイン整備計画を策定 子供たちによる遊び場づくり推進事業を実施（北栄小学校）
12年	公共サイン整備事業を実施
	子供たちによる遊び場づくり推進事業を実施（柏小学校）
13年	公共サイン整備事業を実施
	子供たちによる遊び場づくり推進事業を実施（緑丘小学校）
14年	公共サイン整備事業を実施
	公園大通景観グレードアップ事業を開始
15年	公共サイン整備事業を実施
	子供たちによる遊び場づくり推進事業を実施（つつじが丘小学校）
16年	公園大通景観グレードアップ事業を実施
17年	公園大通景観グレードアップ事業を実施
	子供たちによる遊び場づくり推進事業を実施（光南小学校）
	まちづくりデザイン賞を創設（都市景観賞を改編）
18年	公園大通景観グレードアップ事業を実施
19年	公園大通景観グレードアップ事業を実施
20年	都市景観基本計画の時点修正
21年	景観法を活用したまちづくり講演会を開催
22年	キラッと帯広 景観百選マップ作成
25年	都市計画課 Facebook、「おびひろのこと」開設
令和元年	都市計画課 Instagram 開設

■まちづくりデザイン賞

本市では、美しくやすらぎのある帯広らしい都市景観を、守り、育て、創りあげるために、昭和59年度から都市景観表彰制度を設けていました。

平成17年度からは、まちづくりデザイン賞に名称を変更し、魅力ある建築物などを表彰しています。

この賞は、市民の皆さま並びに、帯広市で活動されている皆さまの応募・推薦の中から選ばれます。



【令和元年度 まちづくりデザイン賞】

●最優秀賞

高堂建設株式会社 新社屋



●特別賞

salon 齋藤亭



【まちづくりデザイン賞受賞者一覧】

まちづくりデザイン賞 受賞者

第 1 回 (平成17年度)	【まち創り部門】 【まち創り部門(活動)】 【まち創り部門(まちづくり提案)】	アデイス増改築工房・赤坂建設帯広事務所 帯広市西一条中央商店街振興組合 五十嵐健人(川西小5年)・澤田有里(川西小5年)・西保かず美(川西小5年) 石川美月(川西小6年)・伊藤由衣(川西小6年)・野原香菜子(川西小6年) 松田成美(川西小6年)・嶋崎紗希(大正小6年)
第 2 回 (平成18年度)	【まち創り部門】 【まち創り部門(活動)】 【まち創り部門(まちづくり提案)】	IN THE SUITE おびひろ夢あかりアートの街実行委員会 阿部由里子(広陽小5年)・山廣晴菜(広陽小5年)・浦辺康子(川西小6年) 掛村和也(川西小6年)・西保かず美(川西小6年)・本田菜摘(川西小6年) 馬淵孝(川西小6年)・三井宏高(川西小6年)・吉田美空(川西小6年) 嶋崎紗希(第七中1年)・大濱浩子(一般)・山崎政紀(一般)
第 3 回 (平成19年度)	【まち創り部門】 【まち創り部門(活動)】 【まち創り部門(まちづくり提案)】	オベリベリ温泉 水光園 大空町連合自治会 関谷佳子(稲田小6年)・兒玉雄大(川西小6年)・西野旬成(川西小6年) 高橋智也(西陵中2年)・榮前田加菜(西陵中3年)
第 4 回 (平成20年度)	【まち創り部門】 【まち育て部門(活動)】 【まち育て部門(まちづくり提案)】	横山内科クリニック 電信通り花と緑の推進委員会(花ば咲かせ隊) れんがの街角プロジェクト(NPO法人 北のれんがを愛する人々) 大野早希(稲田小4年)・河瀬諒也(川西小6年)・喜多啓太(川西小6年) 中塚晶子(第一中1年)・伊藤亮(西陵中3年) 田中美岬(西陵中3年)・尾藤沙耶香(西陵中3年)
第 5 回 (平成21年度)	【まち創り部門】 【まち育て部門(活動)】 【まち育て部門(まちづくり提案)】	満寿屋商店 麦音店 帯広まちなか歩行者天国実行委員会 森の回廊@十勝 勝部太陽(稲田小2年)・本田あすみ(川西小6年)・増地みどり(川西小6年) 加藤颯馬(川西小6年)・石原貴子(西陵中1年)
第 6 回 (平成22年度)	【まち創り部門】 【まち育て部門】	しばた腎泌尿器科クリニック 十勝トテポ工房 大山緑地と若葉の森を愛する会
第 7 回 (平成23年度)	【まち創り部門】 【まち育て部門】	国立大学法人 帯広畜産大学 自然にいいこと、再発見。カンナ・カンナ
第 8 回 (平成24年度)	【まち創り部門】 【まち育て部門】	プレミアム賃貸* カトルカール帯広 ティアラリーフ 帯広畜産大学 農業サークル あぐりとかち 大正新ジャガ伝
第 9 回 (平成25年度)	【まち創り部門】 【まち育て部門】	ひかるペットクリニック 社団法人 帯広青年会議所 地域活性化事業
第 10 回 (平成26年度)	【まち創り部門】 【まち育て部門】	鉄南保育所 team NEXT(チーム ネクスト)
第 11 回 (平成27年度)	【最優秀賞】 【優秀賞】	bien-etre Pinokio(ピアンネートル ピノキオ) store REALE(ストアレアール)公園東町
第 12 回 (平成28年度)	【最優秀賞】 【優秀賞】	六花亭 西三条店 十勝整形外科クリニック・こぼと薬局みなみ
第 13 回 (平成29年度)	【最優秀賞】 【優秀賞】	北陸銀行 帯広支店 ア・ラモード サント路店
第 14 回 (平成30年度)	【最優秀賞】 【特別賞】	奏〜かなで〜 MC邸(個人住宅)
第 15 回 (令和元年度)	【最優秀賞】 【特別賞】	高堂建設株式会社 新社屋 salon齋藤亭

※平成26年度以前は、まち創り部門・まち育て部門の2部門で実施。
(まち育て部門(まちづくり提案)は平成21年度で終了)

